

税 務 概 要

令和8年度版

(2026年度版)

練 馬 区

凡 例

1. 『税務概要』は、税務課、収納課にある資料、各種報告書等を参考にして集録した。
2. この『税務概要』は原則として各年度の決算額を令和7年度まで収録した。ただし、できるだけ最新の数値を掲載するため、令和8年度分（6月末調定額等）についても収録した。
3. 記載の方法は、つぎのとおりである。

年次何年とあるのは暦年 （1月から12月まで）
「 … 」資料のないもの
「 — 」皆無、または定義上該当数値のないもの
「0」「0.0」統計表中の単位に満たないもの
4. 数値の単位未満は、四捨五入を原則とした。したがって合計の数値と内訳の計とが一致しないことがある。

目 次

I	区 の 概 要	
1.	位 置	3
2.	人 口 お よ び 世 帯	3
3.	区 の 財 政	4
II	税 務 課 ・ 収 納 課	
1.	組 織 お よ び 職 員 構 成	6
2.	税 務 費 に 関 す る 調	10
III	特 別 区 税	
1.	特 別 区 税	11
(1)	特別区税のしくみ（令和7年度）	12
(2)	特別区税決算額	18
(3)	区民の特別区税負担額（調定額ベース）	20
2.	特 別 区 民 税	21
◇	税制改正◇	22
(1)	納税義務者数	23
(2)	調定額の内訳および収入額	24
(3)	所得割の課税最低限【特別区民税・都民税（住民税）】（令和7年度）	26
(4)	所得控除額【特別区民税・都民税（住民税）】	27
(5)	非課税の所得限度額【特別区民税・都民税（住民税）】	27
(6)	滞納整理状況	28
(7)	差押財産別滞納処分状況	30
3.	軽自動車税環境性能割	32
4.	軽自動車税種別割	33
5.	特別区たばこ税	42
6.	入湯税	43
IV	都 民 税 徴 収 取 扱 費	44
V	税 の 証 明	46
VI	納 税 貯 蓄 組 合	47
参 考 資 料		
1.	特別区税収入額の比較（令和7年度）	48
2.	特別区税負担額の比較（令和7年度）（税収額ベース）	50
3.	特別区民税・都民税・森林環境税の調定額および収入額	54
4.	特別区民税の納税義務者数等に関する調（課税状況等の調による）	56
5.	特別区民税の課税標準段階別所得割額等に関する調（課税状況等の調による）	58
6.	特別区民税の減免該当者に関する調（特別区税に関する調による）	62
7.	特別区民税の地方税法第295条による非課税者に関する調 （特別区税に関する調による）	62
8.	年齢区分別特別区民税課税額（令和7年度賦課ベース）	64

I 区の概要

1. 位置



2. 人口および世帯

年	区分			世帯数			1世帯当たり
	人 口	前年比	指 数		前年比	指 数	人 数
	人	%		世帯	%		人／世帯
3	740,099	101.1	100.0	380,495	100.7	100.0	1.95
4	738,358	99.8	99.8	381,830	100.4	100.4	1.93
5	738,914	100.1	99.8	385,142	100.9	101.2	1.92
6	741,540	100.4	100.2	389,715	101.2	102.4	1.90
7	745,927	100.6	100.8	395,526	101.5	104.0	1.89
8	750,559	100.6	101.4	400,678	101.3	105.3	1.87

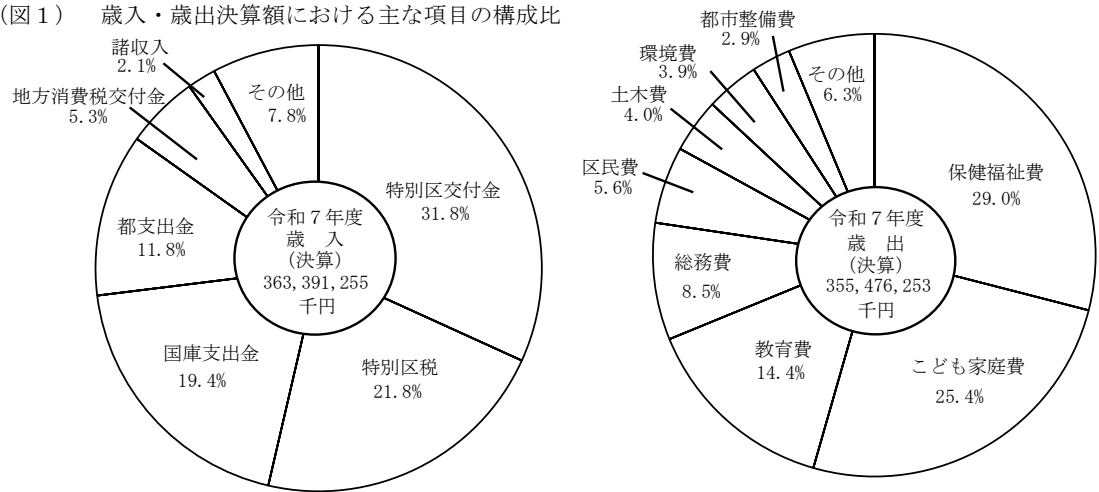
※ 各年1月1日現在。指数:令和3年を100とする。外国人住民を含む。

3. 区 の 財 政

令和 7 年度（区一般会計決算）

歳 入				歳 出			
項 目	決 算 額	構成比	前年度比	項 目	決 算 額	構成比	前年度比
	千円	%	%		千円	%	%
特 別 区 税	79,348,716	21.8	110.6	議 会 費	1,041,198	0.3	99.9
地 方 譲 与 税	1,099,821	0.3	101.3	総 務 費	30,376,610	8.5	97.8
利 子 割 交 付 金	710,711	0.2	183.1	区 民 費	20,027,179	5.6	101.7
配 当 割 交 付 金	2,139,188	0.6	107.0	産 業 経 済 費	4,070,589	1.1	92.9
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	3,212,595	0.9	110.1	地 域 文 化 費	8,005,253	2.3	117.8
地方消費税交付金	19,314,079	5.3	108.0	保 健 福 祉 費	103,182,621	29.0	102.6
自 動 車 取 得 税 交 付 金	5	0.0	0.1	環 境 費	13,860,882	3.9	105.6
環境性能割交付金	311,146	0.1	78.1	都 市 整 備 費	10,214,131	2.9	122.4
地方特例交付金	536,795	0.1	13.5	土 木 費	14,088,324	4.0	86.6
特 別 区 交 付 金	115,531,603	31.8	108.3	教 育 費	51,109,601	14.4	131.9
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	54,326	0.0	98.9	こ だ も 家 庭 費	90,460,091	25.4	112.6
分担金及び負担金	451,445	0.1	44.5	公 債 費	4,523,399	1.3	93.2
使用料及び手数料	4,715,715	1.3	96.0	諸 支 出 金	4,516,374	1.3	102.8
国 庫 支 出 金	70,537,276	19.4	115.3	予 備 費	0	0.0	—
都 支 出 金	42,891,725	11.8	98.3				
財 産 収 入	1,082,259	0.3	109.5				
寄 付 金	235,522	0.1	131.0				
繰 入 金	6,282,183	1.7	342.6				
繰 越 金	4,222,680	1.2	87.6				
諸 収 入	7,566,466	2.1	85.8				
特 別 区 債	3,147,000	0.9	96.7				
合 計	363,391,255	100.0	107.6	合 計	355,476,253	100.0	107.9

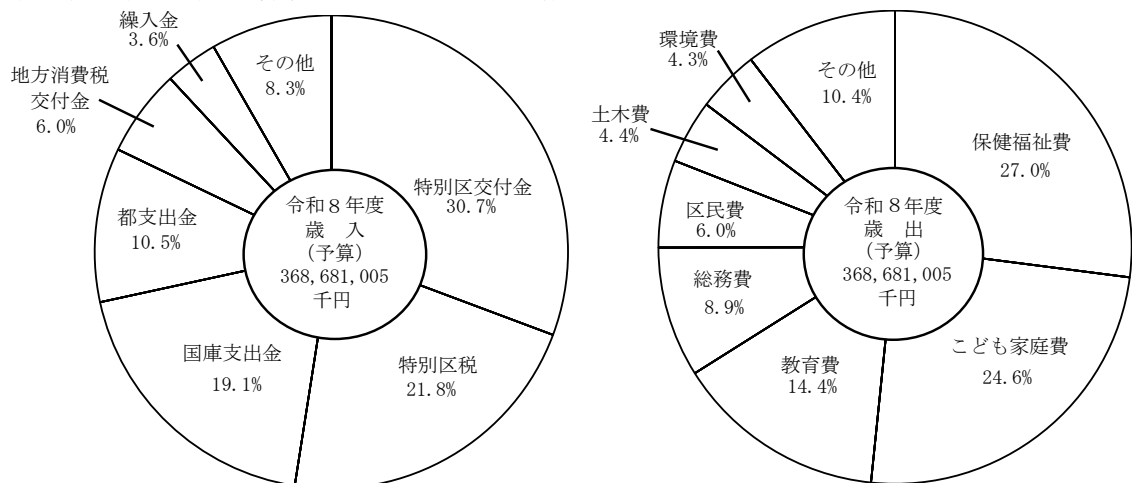
（図 1） 歳入・歳出決算額における主な項目の構成比



令和 8 年度（区一般会計予算）

歳 入				歳 出			
項 目	予 算 額	構成比	前年度比	項 目	予 算 額	構成比	前年度比
	千円	%	%		千円	%	%
特 別 区 税	80,377,931	21.8	105.0	議 会 費	1,071,358	0.3	102.3
地 方 譲 与 税	1,072,000	0.3	102.6	総 務 費	32,885,325	8.9	113.5
利 子 割 交 付 金	273,000	0.1	78.0	区 民 費	22,034,197	6.0	105.3
配 当 割 交 付 金	2,300,000	0.6	146.5	産 業 経 済 費	5,678,150	1.5	155.2
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	2,917,000	0.8	121.5	地 域 文 化 費	8,941,727	2.4	105.0
地方消費税交付金	21,980,000	6.0	112.4	保 健 福 祉 費	99,675,833	27.0	100.8
環 境 性 能 割 交 付 金	1	0.0	0.0	環 境 費	15,723,709	4.3	110.5
地方特例交付金	910,541	0.3	175.1	都 市 整 備 費	12,425,515	3.4	116.4
特 別 区 交 付 金	113,290,648	30.7	106.4	土 木 費	16,060,217	4.4	104.8
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	54,000	0.0	94.7	教 育 費	53,210,563	14.4	99.4
分担金及び負担金	76,982	0.0	7.5	こども家庭費	90,648,172	24.6	104.4
使用料及び手数料	4,582,345	1.2	89.8	公 債 費	5,831,531	1.6	127.4
国 庫 支 出 金	70,570,105	19.1	103.8	諸 支 出 金	4,394,708	1.2	98.0
都 支 出 金	38,870,305	10.5	112.4	予 備 費	100,000	0.0	100.0
財 産 収 入	1,554,276	0.4	172.8				
寄 付 金	14,901	0.0	114.6				
繰 入 金	13,376,105	3.6	88.8				
繰 越 金	2,000,000	0.5	100.0				
諸 収 入	7,190,865	2.0	103.3				
特 別 区 債	7,270,000	2.0	78.0				
合 計	368,681,005	100.0	104.8	合 計	368,681,005	100.0	104.8

（図 2） 歳入・歳出予算額における主な項目の構成比



Ⅱ 税務課・収納課

1. 組織および職員構成

(1) 税務課

(令和8年5月1日現在)

係 名	事 務 分 掌	職 員 数		
		男	女	計
管理係 (税務課長を含む)	1. 税制の調査に関すること。 2. 税務事務の連絡調整および税務統計に関すること。 3. 課の庶務事務に関すること。 4. 税務情報の庁内利用に関すること。 5. 課内他の係に属しないこと。	人 3	人 3	人 6
区税電算係	1. 特別区民税、都民税および森林環境税（以下「特別区民税等」という。）の電算システムに関すること。 2. 地方税ポータルシステムに関すること。	5	1	6
区税第一係 ～ 区税第四係	1. 特別区民税等の課税計画に関すること。 2. 特別区民税等の賦課に関すること。 3. 確定申告書の閲覧事務に関すること。	16	17	33
区税調整係	1. 特別区民税等の課税計画に関すること。 2. 特別区民税等の賦課に係る事務に関すること。 3. 特別区民税等の賦課に関すること。 4. 特別区民税等の減免に関すること。 5. 年末調整事務に関すること。	4	1	5
区税事務係	1. 特別区たばこ税に関すること。 2. 鉱産税に関すること。 3. 入湯税に関すること。 4. 軽自動車税の賦課に関すること。 5. 原動機付自転車および小型特殊自動車の標識に関すること。 6. 軽自動車税の証明に関すること。 7. 特別区民税等の証明に関すること。	2	2	4
合 計		30	24	54

※ 税証明の交付および軽自動車の登録・廃車等の業務は委託している。

※ 職員数に以下の者は含めない。

- ・短時間の再任用の職員（フルタイム再任用は含める）
- ・休職中の職員
- ・外部へ派遣中の職員
- ・育児休業中の職員（産休中の職員は含める）

(2) 収納課

(令和8年5月1日現在)

係 名	事 務 分 掌	職 員 数		
		男	女	計
管理係 (収納課長を含む)	1. 特別区民税等および軽自動車税の収納統計に関すること。 2. 都民税分および森林環境税分の納入に関すること。 3. 期限内納付推進の啓発に関すること。 4. 課の庶務事務に関すること。 5. 課内他の係に属しないこと。	人 4	人 2	人 6
収納電算係	1. 特別区民税等、軽自動車税および国民健康保険料の電算システムに関すること（課内他の係に属するものを除く。）。	1	2	3
債権回収支援係	1. 債権回収の支援に関すること。 2. 債権管理の推進に関すること。 3. 特別区民税等、軽自動車税および国民健康保険料の滞納処分に係る公売に関すること。 4. 特別区民税等、軽自動車税および国民健康保険料その他の公金の収納に関すること（課内他の係に属するものを除く。）。	3	1	4
計画調整係	1. 特別区民税等、軽自動車税および国民健康保険料の収納計画に関すること。 2. 特別区民税等、軽自動車税および国民健康保険料その他の公金の収納に関すること（課内他の係に属するものを除く。）。 3. 特別区民税等、軽自動車税および国民健康保険料の業務委託に関すること（課内他の係に属するものを除く。）。 4. 特別区民税等、軽自動車税および国民健康保険料の滞納管理システムに関すること。 5. 特別区民税等（普通徴収分）、軽自動車税および国民健康保険料の一斉催告に関すること。 6. 他自治体等からの滞納者実態調査に関すること（部内他の課に属するものを除く。）。	4	4	8
個人収納係	1. 特別区民税等（普通徴収分および年金特別徴収分）、軽自動車税その他の公金の収納および督促に関すること。 2. 特別区民税等（普通徴収分）の口座振替に関すること。 3. 特別区民税等（普通徴収分および年金特別徴収分）および軽自動車税の還付および充当に関すること。	4	4	8
納付相談係	1. 特別区民税等（普通徴収分）、軽自動車税、国民健康保険料その他の公金の収納に関すること（課内他の係に属するものを除く。）。 2. 特別区民税等（普通徴収分）、軽自動車税、国民健康保険料その他の公金の納付相談に関すること。 3. 特別区民税等（普通徴収分）、軽自動車税、国民健康保険料そ	9	8	17

	他の公金の催告および執行停止に関すること。			
整理第一係	1. 特別区民税等（普通徴収分）、軽自動車税、国民健康保険料その他の公金の収納に関すること（課内他の係に属するものを除く。）。 2. 特別区民税等（普通徴収分）、軽自動車税、国民健康保険料その他の公金の滞納処分に関すること（課内他の係に属するものを除く。）。	3	2	5
整理第二係	1. 特別区民税等（普通徴収分）、軽自動車税、国民健康保険料その他の公金の収納に関すること（課内他の係に属するものを除く。）。 2. 特別区民税等（普通徴収分）、軽自動車税、国民健康保険料その他の公金の滞納処分に関すること（課内他の係に属するものを除く。）。	7	3	10
個人機動整理係	1. 特別区民税等（普通徴収分）、軽自動車税、国民健康保険料その他の公金の収納に関すること（課内他の係に属するものを除く。）。 2. 特別区民税等（普通徴収分）、軽自動車税、国民健康保険料その他の公金の滞納整理に関すること（課内他の係に属するものを除く。）。 3. 特別区民税等（普通徴収分）、軽自動車税、国民健康保険料その他の公金の滞納処分に関すること（課内他の係に属するものを除く。）。 4. 収納嘱託および受任に関すること（課内他の係に属するものを除く。）。 5. 国民健康保険短期被保険者証および国民健康保険被保険者資格証明書の発行に係る判定に関すること。	5	3	8
事業所収納係	1. 特別区民税等（給与特別徴収分）、軽自動車税その他の公金の収納および督促に関すること。 2. 特別区民税等（給与特別徴収分）および軽自動車税の還付および充当に関すること。	3	3	6
事業所 機動整理係	1. 特別区民税等（給与特別徴収分）、軽自動車税その他の公金の収納に関すること（課内他の係に属するものを除く。）。 2. 特別区民税等（給与特別徴収分）、軽自動車税その他の公金の滞納整理に関すること。 3. 特別区民税等（給与特別徴収分）、軽自動車税その他の公金の滞納処分に関すること。 4. 収納嘱託および受任に関すること（課内他の係に属するものを除く。）。	2	2	4
合 計		45	34	79

※ 他に、こくほ収納係（９人）が国民健康保険料の収納に関する事務を分掌している。

※ 職員数に以下の者は含めない。

- ・短時間の再任用の職員（フルタイム再任用は含める）
- ・休職中の職員
- ・外部へ派遣中の職員
- ・育児休業中の職員（産休中の職員は含める）

<参考：会計年度任用職員>

（令和８年５月１日現在）

	名称	係名	職員数	合計
税務課	サポートスタッフ（事務）	管理係	２人	７人
		区税第一係	５人	
	行政事務補佐員	区税第一係	１人	１人
収納課	業務協力員	管理係	１人	１人
	サポートスタッフ（事務）	管理係	１人	８人
		計画調整係	１人	
		個人収納係	１人	
		納付相談係	２人	
		整理第一係	１人	
		整理第二係	１人	
		個人機動整理係	１人	
	税務事務専門員	納付相談係	１人	３人
		個人機動整理係	１人	
		事業所機動整理係	１人	

2. 税務費に関する調

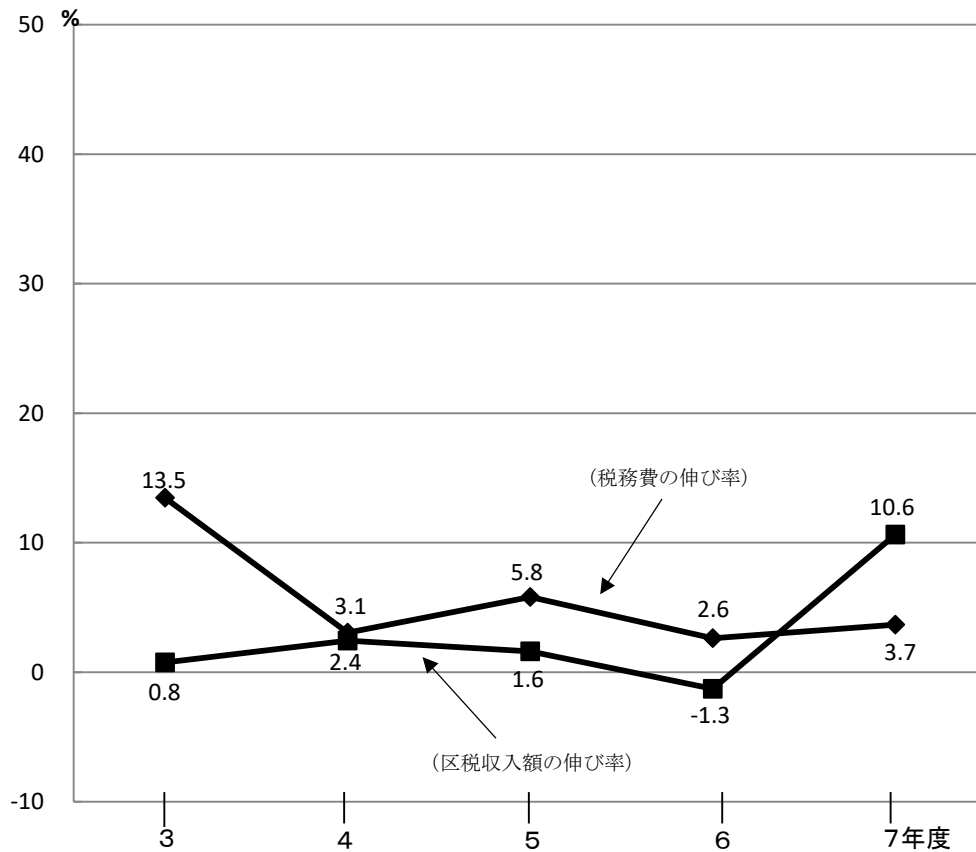
年度	税 務 費 (歳 出)					特 別 区 税 額 収 入	区 税 収 入 に 対 する 税 務 費 合 割 の
	職 員 人 件 費	事 務 費	還 付 金 等	合 計	前 年 比		
	千円	千円	千円	千円	%	千円	%
3	869,705	498,768	304,489	1,672,962	113.5	69,804,162	2.4
4	883,037	498,582	342,521	1,724,140	103.1	71,511,170	2.4
5	921,804	584,009	318,399	1,824,212	105.8	72,656,390	2.5
6	961,200	611,511	299,293	1,872,004	102.6	71,724,425	2.6
7	975,255	644,973	320,463	1,940,691	103.7	79,348,716	2.4

※ 人 件 費……………報酬、給料、職員手当、共済費(社会保険料を含む)、旅費

事 務 費……………税務事務費(旅費を除く)

還付金等……………納税貯蓄組合関係補助金、還付金

(図3) 税務費および区税収入額の対前年度伸び率の推移



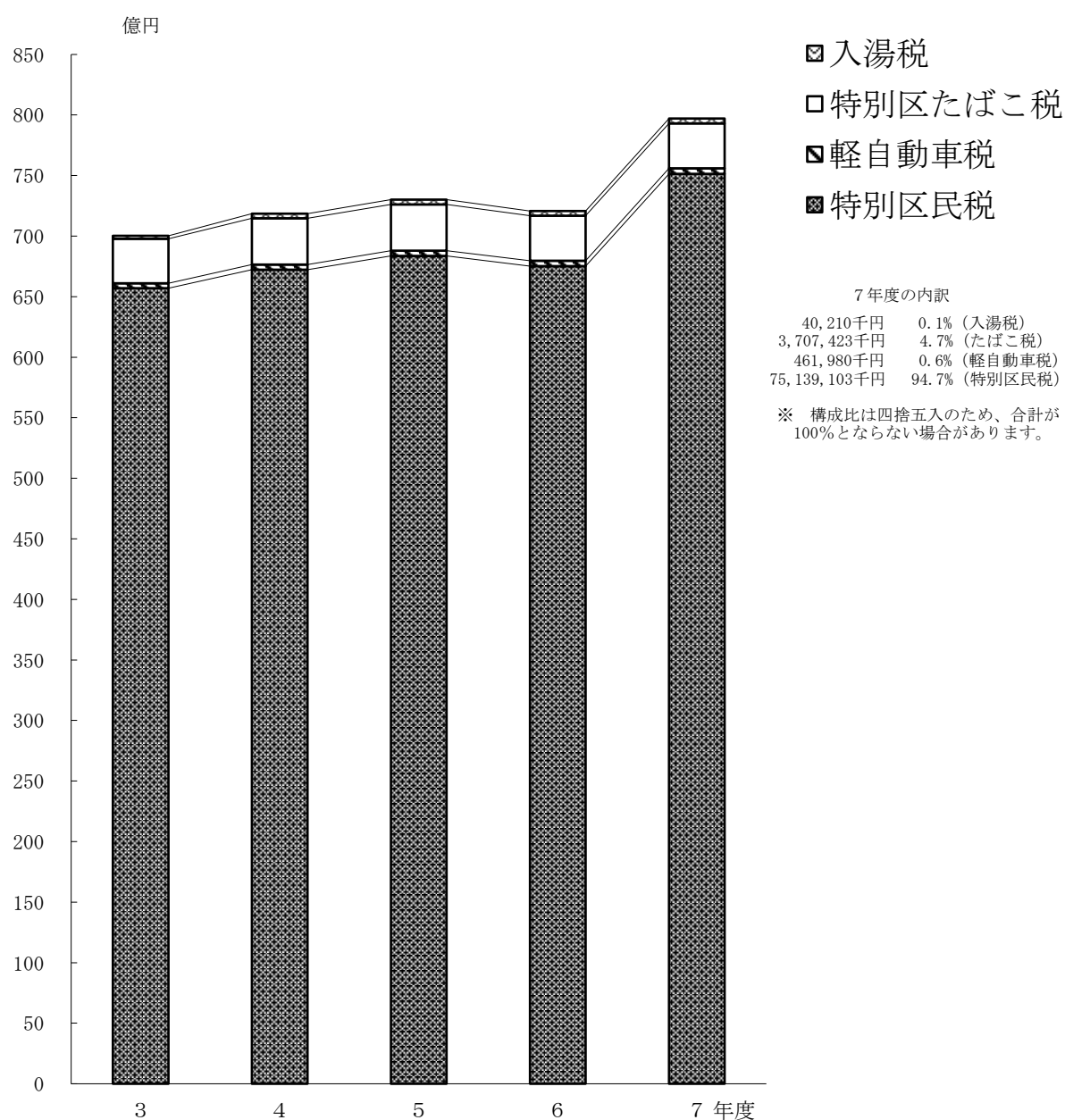
Ⅲ 特別区税

1. 特別区税

練馬区の財政需要を満たすための財政収入は、特別区税・特別区交付金・国庫支出金・都支出金・地方消費税交付金・特別区債・諸収入・使用料及び手数料等でまかなわれている。なかでも特別区税（以下「区税」という。）は財政収入に占める割合が高く、令和7年度における当区の財政収入3,633億9,126万円に対して、793億4,872万円と、財政収入の21.8%を占めている。

区税収入額は、前年度に比べて76億2,429万円の増となった。税目別に前年比をみると、特別区民税は11.3%の増、軽自動車税は3.8%の増、特別区たばこ税は0.3%の減、入湯税は4.1%の増となっている。（P18・19参照）

（図4） 特別区税収入額の推移と税目別構成



(1) 特別区税のしくみ（令和7年度）

区分 税目	納税義務者	賦課期日	課税客体／課税標準		徴収方法と納期限
特別区民税	■ 区内に住所を有する個人	1月1日	(1) 前年の総所得金額	(1) 総所得金額から所得控除を行った後の金額	普通徴収 6月、8月、10月、翌年1月の末日
	■ 区内に事務所、事業所または家屋敷を有する個人で、区内に住所を有しない者		(2) 前年の山林所得金額	(2) 山林所得金額から所得控除を行った後の金額	給与特別徴収 6月から翌年5月までの徴収の属する月の翌月10日
	◆ 非課税の対象者		(3) 退職所得金額	(3) 以下(ｱ)(ｲ)	年金特別徴収 4月から翌年2月までの徴収の属する隔月の翌月10日
	① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者		(ｱ)原則は、現年の退職所得金額に対して分離課税を行う。(徴収方法は給与特別徴収)	(ｲ)退職所得金額	
特別区民税	② 障害者・未成年者・寡婦またはひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下の者		(ｲ)例外として、前年の退職所得金額に対して総合課税を行う。	(ｲ)退職所得金額から所得控除を行った後の金額	
	③ 前年の所得が練馬区特別区税条例で定める均等割の非課税限度額以下の者		(4) 申告分離課税にかかる前年の所得金額（土地・建物の長期譲渡所得、土地・建物の短期譲渡所得、株式等の譲渡所得等、上場株式等の配当所得、先物取引の雑所得等）	(4) 申告分離課税にかかる前年の所得金額から所得控除を行った後の金額	

税 率		※参考 都民税
Ⓐ 均等割の税率	3,000円	1,000円
Ⓑ 所得割の税率 . . . 総所得金額、山林所得金額、総合課税の退職所得金額	6.0%	4.0%
Ⓒ 申告分離課税に対する所得割の税率		
＜土地・建物の長期譲渡所得＞		
① 一般	3.0%	2.0%
② 優良住宅等（下記A・Bより選択）		
A 特別控除の適用を受ける場合	3.0%	2.0%
B 特別控除の適用を受けない場合		
ア 課税所得金額が2千万円以下の部分	2.4%	1.6%
イ 課税所得金額が2千万円を超える部分	3.0%	2.0%
③ 居住用財産（マイホーム）		
（所有期間10年超 . . . 取得日から譲渡年の1月1日まで）		
ア 課税所得金額が6千万円以下の部分	2.4%	1.6%
イ 課税所得金額が6千万円を超える部分	3.0%	2.0%
＜土地・建物の短期譲渡所得＞		
① 一般	5.4%	3.6%
② 国・地方公共団体に譲渡	3.0%	2.0%
＜株式等の譲渡所得等＞		
① 上場株式等	3.0%	2.0%
② 一般株式等	3.0%	2.0%
＜上場株式等の配当所得＞		
	3.0%	2.0%
＜先物取引の雑所得等＞		
	3.0%	2.0%
Ⓓ 退職所得の現年分離課税にかかる所得割の税率	6.0%	4.0%

区分 税目	納 税 義 務 者	課 税 客 体	課 税 標 準	賦課期日	徴収方法 と納期限
	軽自動車税別割	原動機付自転車、 軽自動車、小型特 殊自動車および二 輪の小型自動車 所有者で、区内に 主たる定置場を有 する者	課税客体の台数	4 月 1 日	普通徴収 5 月末日

税 率
(1) 原動機付自転車 ① 総排気量が50cc以下のものまたは定格出力が0. 6kW以下のもの （③、⑤を除く）……………年 額 2,000円 ② 二輪のもので、総排気量が50ccを超え90cc以下のものまたは 定格出力が0. 6kWを超え0. 8kW以下のもの（③を除く）……………年 額 2,000円 ③ 二輪のもので、総排気量が125cc以下かつ最高出力が4. 0kW以下 のもの……………年 額 2,000円 ④ 二輪のもので、総排気量が90ccを超え125cc以下のものまたは 定格出力が0. 8kWを超え1 kW以下のもの（③を除く）……………年 額 2,400円 ⑤ 三輪以上（ミニカー）のもので、総排気量が20ccを超え50cc以 下のものまたは定格出力が0. 25kWを超え0. 6kW以下のもの……………年 額 3,700円 (2) 軽自動車 ① 二輪のもの(125ccを超え250cc以下、側車付のものを含む)……………年 額 3,600円 ② 平成24年3月以前に初めて車両番号の指定を受けた三輪以上の車両 三輪のもの……………年 額 4,600円 四輪以上のもの（乗用）……………年額 営業用 8,200円 自家用 12,900円 四輪以上のもの（貨物）……………年額 営業用 4,500円 自家用 6,000円 ③ 平成24年4月から平成27年3月までの間に初めて車両番号の指定を受けた三輪以上の車両 三輪のもの……………年 額 3,100円 四輪以上のもの（乗用）……………年額 営業用 5,500円 自家用 7,200円 四輪以上のもの（貨物）……………年額 営業用 3,000円 自家用 4,000円 ④ 平成27年4月以降に初めて車両番号の指定を受けた三輪以上の車両 ただし令和7年度に限り軽課が適用される（以下⑤、⑥、⑦に該当する）車両は除く 三輪のもの……………年 額 3,900円 四輪以上のもの（乗用）……………年額 営業用 6,900円 自家用 10,800円 四輪以上のもの（貨物）……………年額 営業用 3,800円 自家用 5,000円 ⑤ 平成27年4月以降に初めて車両番号の指定を受けた三輪以上の車両で、令和7年度に限り 軽課が適用される車両（概ね75％軽減） 三輪のもの……………年 額 1,000円 四輪以上のもの（乗用）……………年額 営業用 1,800円 自家用 2,700円 四輪以上のもの（貨物）……………年額 営業用 1,000円 自家用 1,300円 ⑥ 平成27年4月以降に初めて車両番号の指定を受けた三輪以上の車両で、令和7年度に限り 軽課が適用される車両（概ね50％軽減） 三輪のもの（乗用）……………年額 営業用 2,000円 四輪以上のもの（乗用）……………年額 営業用 3,500円

区分 税目	納 税 義 務 者	課 税 客 体	課 税 標 準	賦課期日	徴収方法 と納期限
軽自動車税 種別割					
特別区たばこ税	区内に営業所のある小売販売業者に製造たばこを売り渡した、製造たばこの製造者、特定販売業者または卸売販売業者	小売販売業者へ売り渡した製造たばこ	小売販売業者への売り渡しに係る製造たばこの本数		申告納付 毎月末日
入湯税	区内の鉱泉浴場における入湯行為の行為者（入湯客）	鉱泉浴場における入湯行為	鉱泉浴場における入湯客の入湯日数		特別徴収 毎月末日

税 率
⑦ 平成27年4月以降に初めて車両番号の指定を受けた三輪以上の車両で、令和7年度に限り軽課が適用される車両（概ね25%軽減） 三輪のもの（乗用）……………年額 営業用 3,000円 四輪以上のもの（乗用）……………年額 営業用 5,200円 ⑧ もっぱら雪上を走行するもの……………年 額 3,600円 (3) 小型特殊自動車 ① 農耕作業用のもの……………年 額 2,400円 ② その他のもの…………… 年 額 5,900円 (4) 二輪の小型自動車（250ccを超えるもの）……………年 額 6,000円
1,000本につき 6,552円
入湯客1人1日につき 150円

(2) 特別区税決算額

税目	区分	令和 3 年 度					令和 4 年 度					令
		調 定		収 入		収入歩合	調 定		収 入		収入歩合	調
		税 額	前年比	税 額	前年比		税 額	前年比	税 額	税 額		
特 別 区 税		71,031,398	100.5	69,804,162	100.8	98.3	72,550,471	102.1	71,511,170	102.4	98.6	73,726,603
1. 特別区民税		66,906,642	100.2	65,699,702	100.5	98.2	68,250,192	102.0	67,226,939	102.3	98.5	69,419,666
現年課税分		65,675,706	100.5	65,002,076	100.5	99.0	67,275,774	102.4	66,660,738	102.6	99.1	68,546,372
滞納繰越分		1,230,936	86.9	697,626	101.3	56.7	974,418	79.2	566,201	81.2	58.1	873,294
2. 軽自動車税		426,573	104.1	406,277	104.7	95.2	439,067	102.9	423,019	104.1	96.3	447,639
現年課税分		408,007	104.6	400,215	104.7	98.1	424,301	104.0	417,210	104.2	98.3	435,911
滞納繰越分		18,566	94.1	6,062	102.9	32.7	14,766	79.5	5,809	95.8	39.3	11,728
3. 特別区たばこ税		3,673,500	104.9	3,673,500	104.9	100.0	3,823,153	104.1	3,823,153	104.1	100.0	3,819,533
現年課税分		3,673,500	104.9	3,673,500	104.9	100.0	3,823,153	104.1	3,823,153	104.1	100.0	3,819,533
滞納繰越分		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4. 入湯税		24,683	116.9	24,683	116.9	100.0	38,059	154.2	38,059	154.2	100.0	39,765
現年課税分		24,683	116.9	24,683	116.9	100.0	38,059	154.2	38,059	154.2	100.0	39,765
滞納繰越分		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(単位：千円、％)

和 5 年 度				令 和 6 年 度					令 和 7 年 度				
定	収 入		収入歩合	調 定		収 入		収入歩合	調 定		収 入		収入歩合
前年比	税 額	前年比		税 額	前年比	税 額	前年比		税 額	前年比	税 額	前年比	
101.6	72,656,390	101.6	98.5	72,750,302	98.7	71,724,425	98.7	98.6	80,590,633	110.8	79,348,716	110.6	98.5
101.7	68,363,642	101.7	98.5	68,533,534	98.7	67,521,514	98.8	98.5	76,366,762	111.4	75,139,103	111.3	98.4
101.9	67,837,830	101.8	99.0	67,593,830	98.6	66,994,629	98.8	99.1	75,389,117	111.5	74,594,577	111.3	98.9
89.6	525,812	92.9	60.2	939,704	107.6	526,885	100.2	56.1	977,645	104.0	544,526	103.3	55.7
102.0	433,450	102.5	96.8	458,976	102.5	445,119	102.7	97.0	476,238	103.8	461,980	103.8	97.0
102.7	428,721	102.8	98.4	448,387	102.9	441,236	102.9	98.4	465,540	103.8	457,920	103.8	98.4
79.4	4,729	81.4	40.3	10,589	90.3	3,883	82.1	36.7	10,698	101.0	4,060	104.6	38.0
99.9	3,819,533	99.9	100.0	3,719,169	97.4	3,719,169	97.4	100.0	3,707,423	99.7	3,707,423	99.7	100.0
99.9	3,819,533	99.9	100.0	3,719,169	97.4	3,719,169	97.4	100.0	3,707,423	99.7	3,707,423	99.7	100.0
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
104.5	39,765	104.5	100.0	38,623	97.1	38,623	97.1	100.0	40,210	104.1	40,210	104.1	100.0
104.5	39,765	104.5	100.0	38,623	97.1	38,623	97.1	100.0	40,210	104.1	40,210	104.1	100.0
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※ 軽自動車税現年課税分に軽自動車税環境性能割を含む。

(3) 区民の特別区税負担額（調定額ベース）

令和7年度における区民1人当たりの年間負担額（調定額÷人口）は108,041円であった。

これは、前年度（98,107円）に比べて9,934円（10.1%）の増となった。また1世帯当たりの年間負担額（調定額÷世帯数）は203,756円となり、前年度（186,676円）に比べて17,080円（9.2%）の増となった。

なお、税収額ベースにおける区民1人当たりおよび1世帯当たりの負担額（23区別）については、参考資料2（P50・51）に掲げた。

区民の特別区税負担額（調定額ベース）

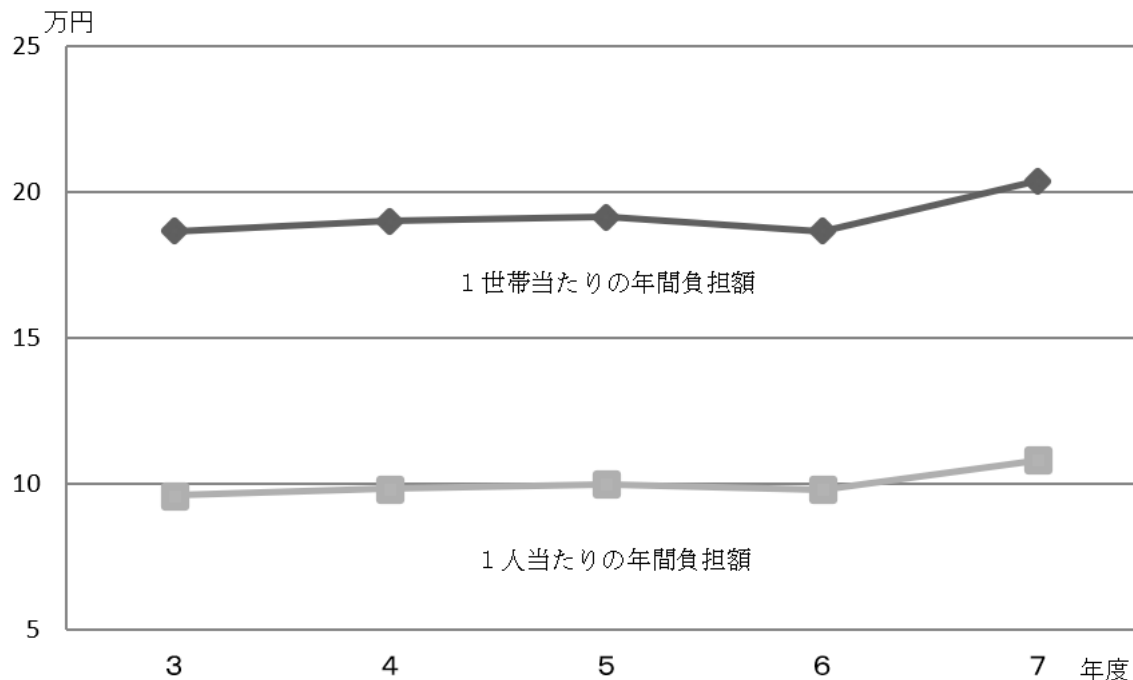
（単位：円）

年度	区分	区民1人当たりの特別区税負担額			1世帯当たりの特別区税負担額		
		年 間	1 か月平均	指 数	年 間	1 か月平均	指 数
3		95,976	7,998	100.0	186,682	15,557	100.0
4		98,259	8,188	102.4	190,007	15,834	101.8
5		99,777	8,315	104.0	191,427	15,952	102.5
6		98,107	8,176	102.2	186,676	15,556	100.0
7		108,041	9,003	112.6	203,756	16,980	109.1

※ 人口、世帯は、各年1月1日現在（外国人住民を含む）

※ 指数：令和3年度の1か月平均を100とする。

（図5） 特別区税年間負担額（調定額ベース）の推移



2. 特別区民税

地方税の基本とされる住民税は、市町村民税と道府県民税に、また個人分と法人分とに分かれる。

特別区民税は、住民税のうち“市町村民税の個人分”に相当する税目で、原則として前年の所得に対して課税するものである。また、特別区の行政上の諸施策に対する経費の一部について、住民に広く負担を求める均等割と、所得に応じて負担を求める所得割とから成る。

※ 特別区民税は、“道府県民税の個人分”に相当する個人都民税とあわせて「個人住民税」または単に「住民税」と呼ばれる。これらは特別区があわせて課税・徴収の事務を行っている。また、令和6年度から“国税”に相当する森林環境税をあわせて課税・徴収している。

※ “市町村民税の法人分”、“道府県民税の法人分”に相当する税目は、特別区では東京都の特例によりすべてが都税とされており、「法人住民税」、「法人都民税」と呼ばれ、東京都が課税・徴収している。

※ 以下、単に「住民税」、「特別区民税・都民税（住民税）」と記載されているものは、「個人住民税」を指す。

特別区民税は、区税収入に占める割合が高く、令和7年度区税収入額793億4,872万円のうち、751億3,910万円（94.7%）を占めている。特別区民税の収入額は前年度に比べて76億1,759万円（11.3%）の増となった。

その内訳をみると、

普通徴収（現年度分）収入額は186億2,393万円で、17億509万円（10.1%）の増、
給与特徴（現年度分）収入額は533億5,685万円で、55億6,816万円（11.7%）の増、
年金特徴（現年度分）収入額は22億7,244万円で、2億9,290万円（14.8%）の増となった。
過年度収入額は3億4,137万円で、3,381万円（11.0%）の増となった。
滞納繰越収入額は5億4,453万円で、1,764万円（3.3%）の増となった。

（P18・19およびP24・25参照）

また、納税義務者は434,102人で、前年度に比べ10,262人（2.4%）増加した。内訳をみると、普通徴収は4,770人（4.5%）の増、給与特別徴収は9,190人（3.2%）の増、年金特別徴収は3,698人（12.8%）の減である。

この他に、過年度分の納税義務者は1,138人で、前年度に比べ389人（51.9%）増加した。（P23参照）

◇税制改正◇

令和 7 年度から適用された主な改正内容

(1) 控除対象配偶者以外の同一生計配偶者に係る定額減税の実施

令和 7 年度住民税所得割額から、国内に居住する控除対象配偶者以外の同一生計配偶者を有する納税義務者を対象に、1 万円の控除を実施した。

※合計所得金額 1,805 万円（給与収入 2,000 万円相当）以下の場合に限る。

※控除対象配偶者以外の同一生計配偶者とは、合計所得金額が 1,000 万円を超える納税義務者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が 48 万円以下の者をいう（青色事業専従者として給与の支払を受ける人および白色事業専従者を除く。）。

(2) 軽自動車税の車両区分の整備について

令和 7 年 4 月 1 日から原動機付自転車の区分に、「排気量 125cc 以下かつ最高出力 4 kW以下の二輪車（新基準原付）」を加えた。

(1) 納税義務者数

普通徴収・特別徴収（現年度分）納税義務者数

年 度	区 分	納 税 義 務 者 数 （人）				
		均 の み	均 ＋ 所	所 の み	計	合 計
3	普通徴収	8,690	94,790	—	103,480	408,947
	給与特別徴収	3,285	271,230	3,527	278,042	
	年金特別徴収	3,420	24,005	—	27,425	
4	普通徴収	8,337	94,514	—	102,851	411,058
	給与特別徴収	3,275	273,819	3,017	280,111	
	年金特別徴収	3,874	24,222	—	28,096	
5	普通徴収	8,452	95,697	—	104,149	415,762
	給与特別徴収	3,281	277,212	3,506	283,999	
	年金特別徴収	3,810	23,804	—	27,614	
6	普通徴収	16,605	89,850	—	106,455	423,840
	給与特別徴収	9,126	275,887	3,466	288,479	
	年金特別徴収	7,248	21,658	—	28,906	
7	普通徴収	9,634	101,591	—	111,225	434,102
	給与特別徴収	3,167	290,733	3,769	297,669	
	年金特別徴収	3,143	22,065	—	25,208	
8 (6月末)	普通徴収	8,895	96,002	—	104,897	432,296
	給与特別徴収	3,188	292,595	1,272	297,055	
	年金特別徴収	3,353	26,991	—	30,344	

※ 均のみ…………均等割だけを納める者

均＋所…………均等割と所得割を納める者

所のみ…………所得割だけを納める者（退職所得にかかる現年分離課税の対象者のみ）

※ 併徴者は、以下の基準で、より大きい方の1つの区分に含めて計上する。

給与特別徴収＞普通徴収＞年金特別徴収

普通徴収（過年度分）納税義務者数

年 度	区 分	納 税 義 務 者 数 （人）		
		均 の み	均 ＋ 所	計
3		70	863	933
4		62	743	805
5		61	687	748
6		69	680	749
7		118	1,020	1,138
8（6月末）		35	285	320

(2) 調定額の内訳および収入額（滞納繰越分を除く）

普通徴収（現年度分）

区分 年度	均等割額		所 得 割 額				調定額計		収 入 額		
	千円	前年比	千円	前年比	千円	前年比	千円	前年比	千円	前年比	収入歩合
3	340,268	93.6	13,579,804	100.1	2,512,461	104.5	16,432,534	100.6	15,943,760	101.1	97.0
4	339,634	99.8	14,421,372	106.2	2,759,636	109.8	17,520,642	106.6	16,977,895	106.5	96.9
5	343,219	101.1	14,176,242	98.3	2,657,672	96.3	17,177,133	98.0	16,610,386	97.8	96.7
6	298,740	87.0	13,981,998	98.6	3,145,050	118.3	17,425,788	101.4	16,918,837	101.9	97.1
7	308,721	103.3	15,161,355	108.4	3,799,075	120.8	19,269,151	110.6	18,623,925	110.1	96.7
8 (6月末)	264,799	85.8	14,603,240	96.3	4,240,141	111.6	19,108,180	99.2			

普通徴収（過年度分）

区分 年度	均等割額		所得割額		調定額計		収 入 額		
	千円	前年比	千円	前年比	千円	前年比	千円	前年比	収入歩合
3	6,106	103.6	358,825	132.7	364,931	132.0	314,525	134.6	86.2
4	5,792	94.9	294,931	82.2	300,723	82.4	256,515	81.6	85.3
5	5,551	95.8	345,767	117.2	351,318	116.8	281,448	109.7	80.1
6	5,956	107.3	377,540	109.2	383,496	109.2	307,560	109.3	80.2
7	6,777	113.8	433,404	114.8	440,181	114.8	341,371	111.0	77.6
8 (6月末)	2,935	43.3	193,203	44.6	196,138	44.6			

年金特別徴収（現年度分）

区分 年度	均等割額		所 得 割 額				調定額計		収 入 額		
	千円	前年比	千円	前年比	千円	前年比	千円	前年比	千円	前年比	収入歩合
3	145,727	106.9	1,971,751	102.4	27,981	106.3	2,145,459	102.8	2,147,801	102.8	100.1
4	148,539	101.9	1,966,882	99.8	28,376	101.4	2,143,797	99.9	2,146,163	99.9	100.1
5	148,488	100.0	1,951,455	99.2	30,839	108.7	2,130,782	99.4	2,131,845	99.3	100.0
6	129,718	87.4	1,799,186	92.2	38,358	124.4	1,967,262	92.3	1,979,544	92.9	100.6
7	127,409	98.2	2,096,490	116.5	47,313	123.3	2,271,212	115.5	2,272,436	114.8	100.1
8 (6月末)	138,799	108.9	2,304,386	109.9	54,754	115.7	2,497,939	110.0			

給与特別徴収（現年度分＝①＋②）

区分 年度	① 現年度課税分							
	均等割額		所得割額				調定額計	
	千円	前年比	総所得・分離譲渡	前年比	退職所得分	前年比	千円	前年比
	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
3	774,218	102.0	37,599,699	99.1	765,495	123.5	39,139,412	99.6
4	779,977	100.7	38,358,602	102.0	677,167	88.5	39,815,746	101.7
5	789,377	101.2	39,656,127	103.4	783,036	115.6	41,228,540	103.5
6	670,926	85.0	38,467,803	97.0	784,503	100.2	39,923,232	96.8
7	710,962	106.0	43,417,353	112.9	866,507	110.5	44,994,822	112.7
8 (6月末)	734,934	103.4	46,960,836	108.2	436,973	50.4	48,132,743	107.0

区分 年度	② 前年度課税分						調定額計		収入額		
	均等割額		所得割額		調定額計		①＋②	前年比	千円	前年比	収入歩合
	千円	前年比	千円	前年比	千円	%					
3	150,517	103.6	7,442,853	103.2	7,593,370	103.2	46,732,782	100.1	46,595,990	100.0	99.7
4	152,637	101.4	7,342,229	98.6	7,494,866	98.7	47,310,612	101.2	47,280,165	101.5	99.9
5	153,941	100.9	7,504,658	102.2	7,658,599	102.2	48,887,139	103.3	48,814,151	103.2	99.9
6	155,380	100.9	7,738,672	103.1	7,894,052	103.1	47,817,284	97.8	47,788,688	97.9	99.9
7	155,034	99.8	8,258,717	106.7	8,413,751	106.6	53,408,573	111.7	53,356,845	111.7	99.9
8 (6月末)	136,938	88.3	8,522,004	103.2	8,658,942	102.9	56,791,684	106.3			

特別徴収（給与＋年金）

区分 年度	調定額計		収入額計		
	千円	前年比	千円	前年比	収入歩合
	千円	%	千円	%	%
3	48,878,241	100.3	48,743,791	100.1	99.7
4	49,454,409	101.2	49,426,328	101.4	99.9
5	51,017,921	103.2	50,945,996	103.1	99.9
6	49,784,546	97.6	49,768,232	97.7	99.9
7	55,679,785	111.8	55,629,281	111.8	99.9
8 (6月末)	59,289,623	106.5			

(3) 所得割の課税最低限【特別区民税・都民税（住民税）】（令和7年度）

一般的に所得に課税する場合、最低限度の生活を維持するために必要な費用には課税をしないこととなっており、その課税される限界点となる所得の金額を課税最低限という。地域社会の費用を住民が広く能力に応じて負担するという住民税の性格から、住民税の課税最低限は所得税よりも低くなっている。（なお、これとは別に、所得割非課税の制度がある。P27(5)参照）

〔例〕世帯構成に応じた個人住民税所得割の課税最低限（給与所得者の場合の収入金額）

① 夫婦子2人の場合 270万円

夫婦のうちいずれか一方の者のみが給与所得を得ているケース

子のうち1人については特定扶養控除の適用があるものとして計算した。

給与所得控除	社会保険料控除	基礎控除	配偶者控除	扶養控除	特定扶養控除
89万円	27万円	43万円	33万円	33万円	45万円

← 270万円 →

※算出方法

課税最低限となる給与収入＝X

$$a \quad \text{給与所得控除} = (X \times 0.3 + 80,000)$$

下線部は、給与収入金額が1,800,001円～3,600,000円にあるときの給与所得控除

$$b \quad \text{社会保険料控除} = X \times 0.1$$

下線部は、給与収入金額の1割にあたる額を社会保険料控除と見込んだ。

$$c \quad \text{人的控除} = 1,540,000$$

基礎控除、配偶者控除、扶養控除、特定扶養控除

$$\text{以上のとき} \quad X - (X \times 0.3 + 80,000) - X \times 0.1 - 1,540,000 = 0 \quad \text{により算出}$$

$$\underbrace{\hspace{1.5cm}}_a \quad \underbrace{\hspace{1.5cm}}_b \quad \underbrace{\hspace{1.5cm}}_c$$

* 給与収入Xはa b cの控除合計と同額となり、課税所得金額が生じない。以下、②も同じ。

② 独身または共働きの場合 108.8万円

給与所得控除	社会保険料控除	基礎控除
55万円	10.8万円	43万円

← 108.8万円 →

(4) 所得控除額【特別区民税・都民税（住民税）】

種 類 \ 年 度			3	4	5	6	7	8
基 礎 控 除			0～43万円					
配偶者 控除	一 般 の 配 偶 者		11～33万円					
	老 人 配 偶 者		13～38万円					
配 偶 者 特 別 控 除			限度額 33万円					
扶養 控除	一 般 の 扶 養 親 族		33万円					
	特 定 扶 養 親 族		45万円					
	特 定 親 族 特 別 控 除		－					3～45万円※1
	老 人 扶 養 親 族		38万円					
	同 居 老 親 等 扶 養 親 族		45万円					
障害者 控除	一 般 の 障 害 者		26万円					
	特 別 障 害 者		30万円					
	同 居 特 別 障 害 者		53万円					
寡 婦 （ 夫 ） 控 除			26万円					
ひ と り 親 控 除			30万円					
勤 労 学 生 控 除			26万円					
医 療 費 の 控 除 限 度 額			200万円					
セルフメディケーション税制 （医療費控除の特例）限度額			88,000円					
生命保険料の 控除限度額		新 ※2	一 般		28,000円			
			介護医療		28,000円			
			個人年金		28,000円			
		旧	一般		35,000円			
			個人年金		35,000円			
地 震 保 険 料 の 控 除 限 度 額			25,000円					
	(旧)長期損害保険料		10,000円					
	地震保険料と(旧)長期損害 保険料の両方がある場合		25,000円					

※1 令和8年度から新設

※2 所得控除のうち「社会保険料控除」「小規模企業共済等掛金控除」「雑損控除」については、限度額が無い
ため上表には記載していない。

(5) 非課税の所得限度額【特別区民税・都民税（住民税）】

（☆は、同一生計配偶者または扶養親族を有する場合に加算する。）

種 類 \ 年 度		3	4	5	6	7	8
障害者・未成年者※3・寡婦(夫)・ ひとり親の非課税所得限度額		135万円					
均等割の非課税限度額		35万円 × (同一生計配偶者 + 扶養親族数 + 1) + 10万円 + ☆21万円					
所得割の非課税限度額		35万円 × (同一生計配偶者 + 扶養親族数 + 1) + 10万円 + ☆32万円					

※3 令和5年度から、未成年者は、18歳未満となった。

(6) 滞納整理状況

年 度	区 分 項 目	① 調 定 額	② 自 然 収 入		③ 滞 納 額 (①－②)	左 の
				②／①		④ 滞納処分以外 の収入額
		千円	千円	%	千円	千円
3	現年課税分	65,675,706	60,290,175	91.80	5,385,531	4,679,557
	滞納繰越分	1,230,936	-697	-0.06	1,231,633	573,248
	計	66,906,642	60,289,478	90.11	6,617,164	5,252,805
4	現年課税分	67,275,774	61,843,960	91.93	5,431,814	4,781,801
	滞納繰越分	974,418	-1,217	-0.12	975,635	449,086
	計	68,250,192	61,842,743	90.61	6,407,449	5,230,887
5	現年課税分	68,546,372	62,967,873	91.86	5,578,499	4,833,209
	滞納繰越分	873,294	-496	-0.06	873,790	414,763
	計	69,419,666	62,967,377	90.71	6,452,289	5,247,972
6	現年課税分	67,593,830	62,229,648	92.06	5,364,182	4,659,714
	滞納繰越分	939,704	-486	-0.05	940,190	396,222
	計	68,533,534	62,229,162	90.80	6,304,372	5,055,936
7	現年課税分	75,389,117	69,163,398	91.74	6,225,719	5,382,587
	滞納繰越分	977,645	-897	-0.09	978,542	421,201
	計	76,366,762	69,162,501	90.57	7,204,261	5,803,788

注) 1. 自然収入B欄はつぎにより記載。
①選付未済額を差し引いた金額を記載（したがって、数値がマイナスになる場合もあるが、その際はマイナスの値を記入）。
②督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに収納された金額を記載。
なお、地方税法第13条の2（繰上徴収）による納期限変更分については、変更後の納期限までに自主納付されたもののみをこの欄に記載。
2. 「滞納処分以外の収入額」D欄は、滞納額に対する収入額のうち、滞納者による自主納付（徴収猶予又は換価の猶予期間中のものを含む）等、滞納処分以外の手段による収入額を記載。したがって、いわゆる公売前収入額（財産差押後、公売前に自主納付された金額）を含む。

滞納額 ③ に対する収入額			⑦ 不納欠損額	⑧ 収入未済額 (③－⑦－⑧)		
⑨ 滞納処分に よる収入額	⑩ 計 (⑨＋⑩)	⑪／⑨		⑫ ③－⑦－⑧	⑬／⑫	⑭ 内執行停止額
千円	千円	%	千円	千円	%	千円
22,077	4,701,634	87.30	26,432	657,465	1.00	—
124,378	697,626	56.64	206,731	327,276	26.59	57,303
146,455	5,399,260	81.59	233,163	984,741	1.47	57,303
17,472	4,799,273	88.35	13,898	618,643	0.92	—
117,115	566,201	58.03	148,401	261,033	26.79	31,939
134,587	5,365,474	83.74	162,299	879,676	1.29	31,939
24,017	4,857,226	87.07	12,581	708,692	1.03	—
111,050	525,813	60.18	110,075	237,902	27.24	2,390
135,067	5,383,039	83.43	122,656	946,594	1.36	2,390
28,470	4,688,184	87.40	11,924	664,074	0.98	75
130,663	526,885	56.04	120,763	292,542	31.13	6,767
159,133	5,215,069	82.72	132,687	956,616	1.40	6,842
35,402	5,417,989	87.03	11,245	796,485	1.06	56
123,325	544,526	55.65	97,399	336,617	34.43	9,931
158,727	5,962,515	82.76	108,644	1,133,102	1.48	9,987

3. 滞納処分による収入額E欄は、国税徴収法第128条第1項第1号から第3号に規定する金銭（差押財産の売却代金、差押債権の取立代金、差し押さえた金銭等）について、配当または充当した金額および国税徴収法第128条第1項第4号に規定する金銭（交付要求により交付を受けた金銭）について充当した金額を記載。
※ 表のB欄は督促状を発した日から起算して10日を経過した日（納期限後約30日目）までに収納された金額である。
令和7年度中の滞納処分による収入額（延滞金によるものを除く）は、158,727千円であった。その内訳は（1）差押債権の取立てによるもの154,477千円、（2）交付要求に係る配当金4,250千円であった。

(7) 差押財産別滞納処分状況

年 度	区 分 項 目	㊦			処 理					
		差 押 額			㊧ 公 売 前 収 入			㊨ 公 売 収 入		
		差 押 額	期別件数	人 員	収 入 額	期別件数	人 員	収 入 額	期別件数	人 員
		千円	件	人	千円	件	人	千円	件	人
3	動 産	2,147	90	6	209	1	1	—	—	—
	債 権	553,211	23,575	2,610	39,557	5,607	1,045	143,031	5,514	447
	不 動 産	30,960	889	75	5,929	278	32	—	—	—
	電 話	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	586,318	24,554	2,691	45,695	5,886	1,078	143,031	5,514	447
4	動 産	861	38	4	105	9	1	—	—	—
	債 権	503,546	20,187	2,386	46,024	5,551	996	129,463	4,454	391
	不 動 産	26,740	781	66	3,559	214	25	—	—	—
	電 話	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	531,147	21,006	2,456	49,688	5,774	1,022	129,463	4,454	391
5	動 産	5,847	43	6	379	3	2	—	—	—
	債 権	453,172	17,056	2,336	29,339	3,354	891	129,083	4,585	424
	不 動 産	24,206	597	55	4,039	173	25	—	—	—
	電 話	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	483,225	17,696	2,397	33,757	3,530	918	129,083	4,585	424
6	動 産	2,524	27	3	602	9	1	—	—	—
	債 権	462,038	18,682	2,873	28,150	3,984	1,112	154,697	5,877	581
	不 動 産	27,132	565	57	5,123	80	18	—	—	—
	電 話	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	491,694	19,274	2,933	33,875	4,073	1,131	154,697	5,877	581
7	動 産	7,407	108	9	1,156	28	3	—	—	—
	債 権	440,870	17,147	3,075	30,583	3,031	1,191	154,477	6,270	641
	不 動 産	31,335	610	58	4,344	162	21	—	—	—
	電 話	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	479,612	17,865	3,142	36,083	3,221	1,215	154,477	6,270	641

(注) 1. 「差押額」は令和7年度に繰越された差押中の額に令和7年度中の新規差押額を加算した額を記載。この場合の税額は、調定減または取消があればその後の金額を計上。なお、参加差押又は滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律による二重差押については、差押の効力が生じた分についてのみ記載。
2. 2種以上の差押財産がある場合は、何れか主たる財産により処理。
3. 件数は、納期毎に計上。

済 額						㊦			㊧		
㊩ その他の処理			㊪ 合 計			処理歩合 (㊪／㊩)			差 押 中 (㊩—㊪)		
解除額	期別件数	人 員	処理額	期別件数	人 員	処理額	期別件数	人 員	差押額	期別件数	人 員
千円	件	人	千円	件	人	%	%	%	千円	件	人
1,183	60	2	1,392	61	3	64.8	67.8	50.0	755	29	3
152,448	5,659	565	335,036	16,780	2,057	60.6	71.2	78.8	218,175	6,795	553
712	24	5	6,641	302	37	21.5	34.0	49.3	24,319	587	38
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
154,343	5,743	572	343,069	17,143	2,097	58.5	69.8	77.9	243,249	7,411	594
45	1	1	150	10	2	17.4	26.3	50.0	711	28	2
129,926	4,156	463	305,413	14,161	1,850	60.7	70.1	77.5	198,133	6,026	536
3,474	42	5	7,033	256	30	26.3	32.8	45.5	19,707	525	36
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
133,445	4,199	469	312,596	14,427	1,882	58.9	68.7	76.6	218,551	6,579	574
4,676	5	1	5,055	8	3	86.5	18.6	50.0	792	35	3
128,962	3,625	446	287,384	11,564	1,761	63.4	67.8	75.4	165,788	5,492	575
1,977	28	4	6,016	201	29	24.9	33.7	52.7	18,190	396	26
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
135,615	3,658	451	298,455	11,773	1,793	61.8	66.5	74.8	184,770	5,923	604
1,841	11	1	2,443	20	2	96.8	74.1	66.7	81	7	1
149,498	4,258	563	332,345	14,119	2,256	71.9	75.6	78.5	129,693	4,563	617
971	13	4	6,094	93	22	22.5	16.5	38.6	21,038	472	35
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
152,310	4,282	568	340,882	14,232	2,280	69.3	73.8	77.7	150,812	5,042	653
6,170	73	5	7,326	101	8	98.9	93.5	88.9	81	7	1
105,700	3,627	601	290,760	12,928	2,433	66.0	75.4	79.1	150,110	4,219	642
253	7	3	4,597	169	24	14.7	27.7	41.4	26,738	441	34
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
112,123	3,707	609	302,683	13,198	2,465	63.1	73.9	78.5	176,929	4,667	677

4. 人員は、つぎにより記載。
① 「処理欄」は完納の場合のみ1人として計上。なお、公売前収入と公売収入で完納となった場合は、いずれかの額の大きい収入欄に1人として計上。
② 「その他の処理」欄は、未収入金額があるにもかかわらず、差押を解除した場合に、当該対象者を1人として計上。
③ 2種以上の差押財産がある場合には、左記2にかかわらず、それぞれの財産区分毎に、①②に従い、1人として計上。
5. 公売収入欄には、公売または随意契約もしくは差押債権取立てに係る収入分を、公売前収入欄には公売収入以外の収入を記載。
6. 「その他の処理」欄は、完納以外の理由による差押解除分を記載。
7. 歩合は、小数点以下第1位まで表示。

3. 軽自動車税環境性能割

令和元年 10 月 1 日から自動車取得税（都税）が廃止され、新たに特別区税として軽自動車税環境性能割が導入された。軽自動車税環境性能割は、取得価額が 50 万円を超える三輪以上の軽自動車を取得した時に燃費性能等に応じて、新車・中古車を問わずその車両を取得した者に課税される。

軽自動車税環境性能割の税額は、車両の取得価額に以下の税率を乗じて算出する。

なお、軽自動車税環境性能割は特別区税だが、当分の間、東京都が賦課・徴収を行う。

※令和 8 年度税制改正により、令和 8 年 3 月 31 日をもって環境性能割は廃止された。

軽自動車税環境性能割の税率

区分				税率	
				自家用	営業用
軽乗用車	電気自動車、燃料電池自動車および天然ガス自動車（平成 21 年排出ガス規制 NOx10%以上低減または平成 30 年排出ガス規制に適合する車両）			非課税	非課税
	ガソリン車 （ハイブリッド車を含む）	平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成車または 平成 30 年排出ガス基準 50%低減達成車	令和 2 年度燃費基準 ＋令和 12 年度燃費基準 75%達成車		
			令和 2 年度燃費基準 ＋令和 12 年度燃費基準 60%達成車	1 %	0.5%
			令和 12 年度燃費基準 55%達成車	2 %	1 %
	上記以外				2 %
軽貨物車	電気自動車、燃料電池自動車および天然ガス自動車（平成 21 年排出ガス規制 NOx10%以上低減または平成 30 年排出ガス規制に適合する車両）			非課税	非課税
	ガソリン車 （ハイブリッド車を含む）	平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成車または 平成 30 年排出ガス基準 50%低減達成車	平成 27 年度燃費基準 ＋25%達成車		
			平成 27 年度燃費基準 ＋20%達成車	1 %	0.5%
			平成 27 年度燃費基準 ＋15%達成車	2 %	1 %
	上記以外				2 %

4. 軽自動車税種別割

軽自動車税種別割は、軽自動車等を所有する者に課税される。

令和7年度の軽自動車税収入額（環境性能割を含む）は4億6,198万円で、区税収入額の0.6%を占めており、前年度に比べて1,686万円（3.8%）の増となった。

現年課税分（現年度および過年度）の課税件数は74,173件で、前年度に比べて691件（0.9%）増であった。

車種別にみると、原動機付自転車およびミニカーは319件（1.3%）の減、軽自動車（被けん引車を含む。）は253件（0.6%）の増、小型特殊自動車は増減なし、二輪の小型自動車は757件（9.2%）の増であった。（P36・37 参照）

令和6年度から特定小型原動機付自転車（電動キックボードなど。以下「特定原付」という。）に、令和7年度から新基準原動機付自転車（排気量125cc以下かつ最高出力4kW以下の二輪車。以下「新基準原付」という。）に対して、軽自動車税種別割（年税2,000円）が課税されることとなった。

※令和8年度税制改正により、令和8年度から「軽自動車税種別割」は「軽自動車税」に名称が変更された。

軽自動車税種別割の税額

・原動機付自転車・二輪車・小型特殊自動車等の税額

車両区分		年額（令和7年度）
原動機付自転車	50cc 以下	2,000 円
	90cc 以下	
	125cc 以下（新基準原付）	
	125cc 以下（新基準原付を除く）	2,400 円
	ミニカー	3,700 円
軽自動車	二輪 （二輪の被けん引車を含む）	3,600 円
	雪上車	3,600 円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400 円
	その他	5,900 円
二輪の小型自動車		6,000 円

・平成27年3月以前に初めて車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車の税額

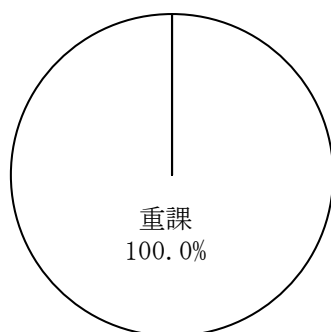
車両区分			年額（令和7年度）	
			平成24年3月以前に初めて 車両番号の指定を受けた車両 （重課税率）	平成24年4月から平成27年 3月の間に初めて車両番号の 指定を受けた車両（旧税率）
三輪			4,600 円	3,100 円
四輪以上	乗用	営業用	8,200 円	5,500 円
		自家用	12,900 円	7,200 円
	貨物	営業用	4,500 円	3,000 円
		自家用	6,000 円	4,000 円

- ・平成27年4月以降に初めて車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車の税額

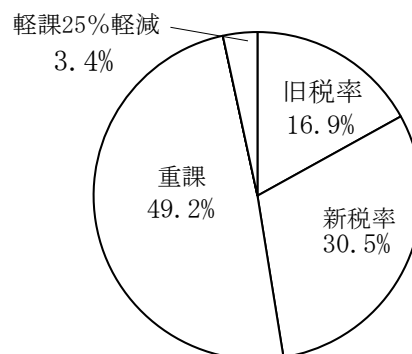
車両区分			年額（令和7年度）			
			新税率	令和7年度に限り軽課税率が適用される車両		
				75%軽減 される車両	50%軽減 される車両	25%軽減 される車両
三輪	乗用	営業用	3,900 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円
	その他		3,900 円	1,000 円	-	-
四輪以上	乗用	営業用	6,900 円	1,800 円	3,500 円	5,200 円
		自家用	10,800 円	2,700 円	-	-
	貨物	営業用	3,800 円	1,000 円	-	-
		自家用	5,000 円	1,300 円	-	-

（図6）7年度 軽自動車税種別割 車種別課税件数の税率区分割合

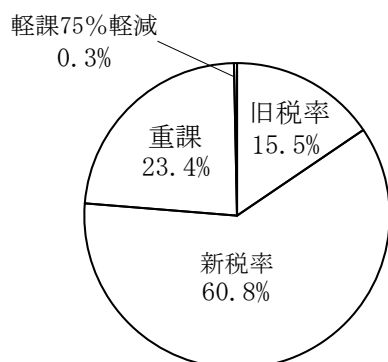
軽三輪（3台）



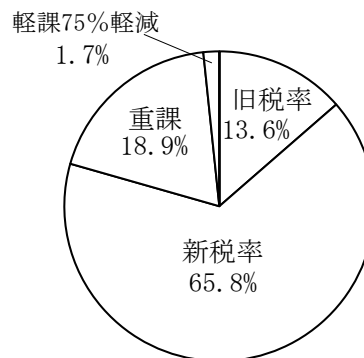
軽四輪乗用営業用（59台）



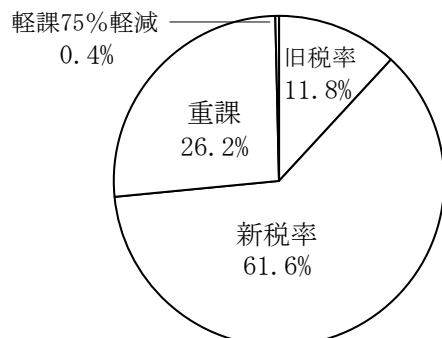
軽四輪乗用自家用（21,252台）



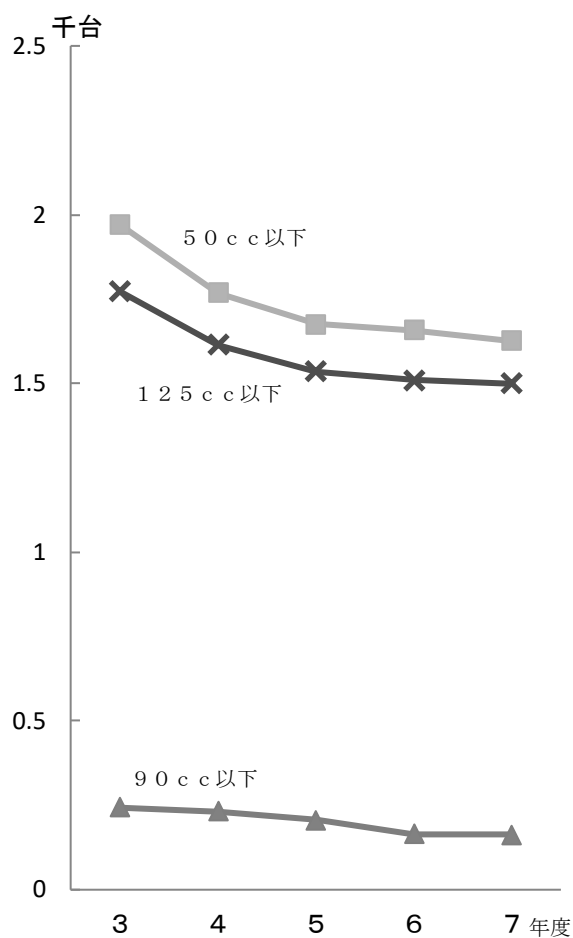
軽四輪貨物営業用（2,008台）



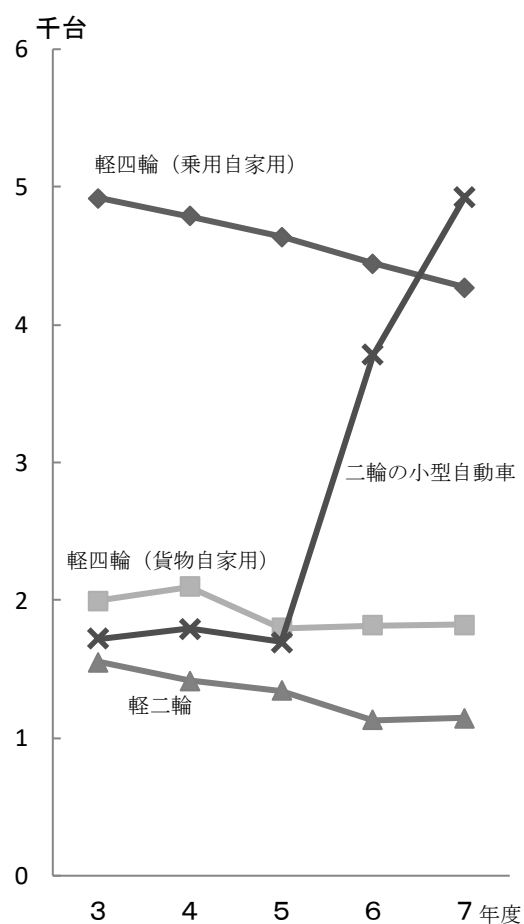
軽四輪貨物自家用（9,763台）



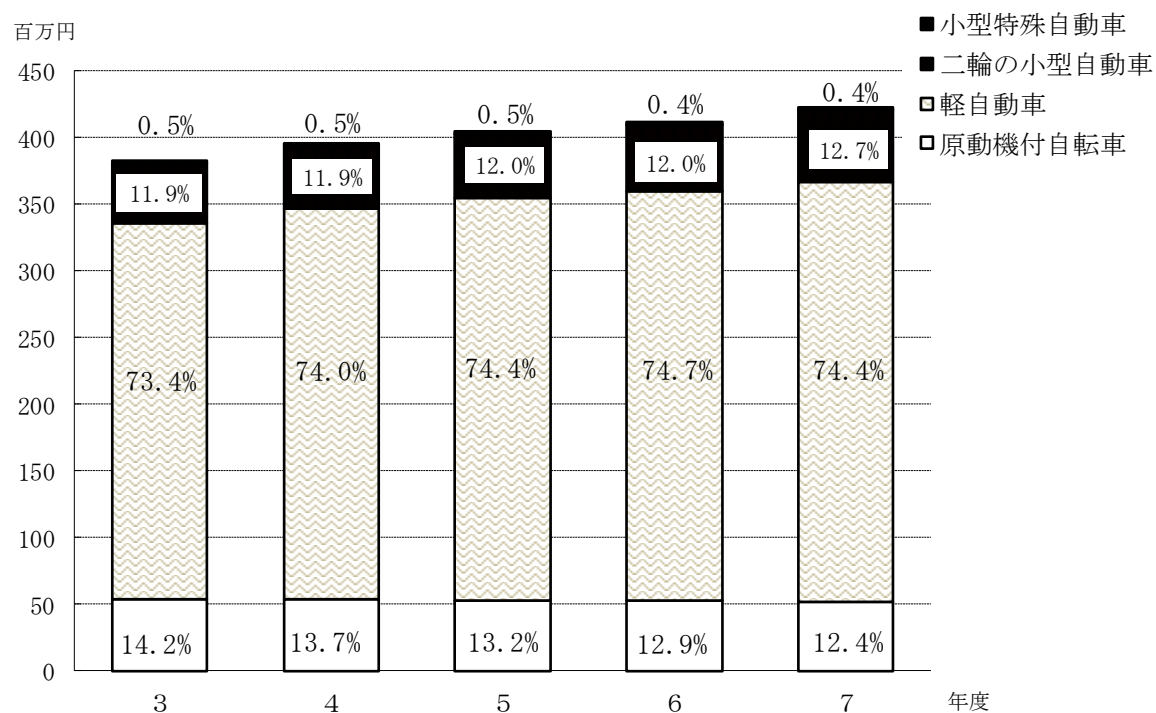
(図7) 原動機付自転車新規登録台数



(図8) 軽自動車等新規登録台数



(図9) 軽自動車税種別割調定額の推移と車種別構成



課税件数および調定額（決算）

現年課税分《現年度分および過年度分》（過年度分は()で内数表示）

区 分			令和3年度						令和4年度						令和5年度					
			課税件数		構成比	調定額			課税件数		構成比	調定額			課税件数		構成比	調定額		構成比
原 動 機 付 自 転 車	50cc以下		13,563 (21)	18.7	27,126 (42)	7.1	96.5	13,025 (4)	17.8	26,050 (8)	6.6	96.0	12,501 (5)	17.0	25,002 (10)	6.2				
	90cc以下		1,480 (2)	2.0	2,960 (4)	0.8	97.4	1,497 (1)	2.1	2,994 (1)	0.8	101.1	1,491 (1)	2.0	2,982 (2)	0.7				
	125cc以下 (新基準原付)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
	125cc以下 (新基準原付を除く)		9,418 (3)	13.0	22,603 (7)	5.9	103.1	9,655 (6)	13.2	23,172 (14)	5.9	102.5	9,785 (2)	13.3	23,484 (5)	5.8				
	ミニカー		466	0.6	1,724	0.4	103.1	483	0.7	1,787	0.5	103.6	489	0.7	1,809	0.4				
	小 計		24,927 (26)	34.4	54,413 (53)	14.2	99.4	24,660 (10)	33.8	54,003 (22)	13.7	99.2	24,266 (8)	33.1	53,277 (17)	13.2				
	軽 自 動 車	二 輪 車 [うち、 被けん引車]		7,933 (8) [90]	10.9	28,559 (29) [324]	7.5	101.1	8,068 (5) [89]	11.1	29,045 (18) [320]	7.3	101.7	8,044 (3) [78]	11.0	28,958 (11) [281]	7.1			
三 輪 車		4	0.0	18	0.0	100.0	4	0.0	18	0.0	100.0	3	0.0	14	0.0					
四 輪 以 上		乗 用	営業用	2	0.0	12	0.0	100.0	2	0.0	12	0.0	100.0	18	0.0	129	0.0			
			自家用	19,960 (5)	27.5	197,793 (57)	51.6	105.4	20,304 (2)	27.8	207,747 (26)	52.5	105.0	20,785 (2)	28.3	215,593 (20)	53.2			
		貨 物	営業用	1,828	2.5	6,548	1.7	111.6	1,871	2.6	6,851	1.7	104.6	1,927	2.6	7,173	1.8			
			自家用	9,849 (2)	13.6	48,265 (8)	12.6	101.2	9,824	13.5	48,909	12.4	101.3	9,867 (4)	13.4	49,650 (20)	12.3			
雪 上 車		1	0.0	4	0.0	100.0	1	0.0	4	0.0	100.0	1	0.0	4	0.0					
小 計		39,577 (15)	54.6	281,199 (94)	73.4	104.3	40,074 (7)	54.9	292,586 (44)	74.0	104.0	40,645 (9)	55.4	301,521 (51)	74.4					
小 型 特 殊 自 動 車		農耕作業用		137	0.2	329	0.1	100.0	140	0.2	336	0.1	102.2	139	0.2	334	0.1			
	そ の 他		298	0.4	1,758	0.5	99.0	280	0.4	1,652	0.4	94.0	255	0.3	1,505	0.4				
	小 計		435	0.6	2,087	0.5	99.2	420	0.6	1,988	0.5	95.3	394	0.5	1,838	0.5				
二輪の小型自動車			7,594 (12)	10.5	45,564 (72)	11.9	102.4	7,827 (6)	10.7	46,962 (36)	11.9	103.1	8,073 (12)	11.0	48,438 (72)	12.0				
合 計			72,533 (53)	100.0	383,264 (219)	100.0	103.3	72,981 (23)	100.0	395,539 (102)	100.0	103.2	73,378 (29)	100.0	405,075 (140)	100.0				

※ 原動機付自転車50 c c 以下には、特定小型原動機付自転車（令和6年度：97件、令和7年度：234件、令和8年度：370件）を含む。

		令 和 6 年 度					令 和 7 年 度					令 和 8 年 度（4月末現在）				
前年比	課税件数	構成比	調定額			課税件数	構成比	調定額			課税件数	構成比	調定額			前年比
%	件	%	千円	%	%	件	%	千円	%	%	件	%	千円	%	%	%
96.0	12,139 (5)	16.5	24,278 (10)	5.9	97.1	11,832 (4)	16.0	23,664 (8)	5.6	97.5	11,603	15.4	23,206	5.3	98.1	
99.6	1,490 (2)	2.0	2,980 (4)	0.7	99.9	1,421	1.9	2,842	0.7	95.4	1,398	1.9	2,796	0.6	98.4	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	20	0.0	40	0.0	—	
101.3	9,888	13.5	23,731	5.8	101.1	9,916	13.4	23,798	5.6	100.3	9,977	13.2	23,945	5.4	100.6	
101.2	517	0.7	1,913	0.5	105.7	546	0.7	2,020	0.5	105.6	588	0.8	2,176	0.5	107.7	
98.7	24,034 (7)	32.7	52,902 (14)	12.9	99.3	23,715 (4)	32.0	52,325 (8)	12.4	98.9	23,586	31.2	52,162	11.9	99.7	
99.7	8,129 (5) [81]	11.1	29,264 (18) [292]	7.1	101.1	8,005 (6) [77]	10.8	28,818 (22) [277]	6.8	98.5	7,931 (3) [77]	10.5	28,552 (11) [277]	6.5	99.1	
77.8	3	0.0	14	0.0	100.0	3	0.0	14	0.0	100.0	3	0.0	14	0.0	100.0	
1075.0	38	0.1	274	0.1	212.4	59	0.1	427	0.1	155.8	68	0.1	509	0.1	119.2	
103.8	20,980 (10)	28.6	220,916 (115)	53.7	102.5	21,252 (3)	28.7	227,550 (35)	53.9	103.0	22,122	29.3	241,268	54.9	106.0	
104.7	1,893	2.6	7,155	1.7	99.7	2,008 (1)	2.7	7,586 (4)	1.8	106.0	2,164	2.9	8,320	1.9	109.7	
101.5	9,794	13.3	49,783	12.1	100.3	9,763 (5)	13.2	50,085 (27)	11.9	100.6	9,948	13.2	51,466	11.7	102.8	
100.0	1	0.0	4	0.0	100.0	1	0.0	4	0.0	100.0	1	0.0	4	0.0	100.0	
103.1	40,838 (15)	55.6	307,410 (133)	74.7	102.0	41,091 (15)	55.4	314,484 (87)	74.4	102.3	42,237 (3)	55.9	330,131 (11)	75.1	105.0	
99.4	139	0.2	334	0.1	100.0	143	0.2	343	0.1	102.7	152	0.2	365	0.1	106.4	
91.1	254	0.3	1,499	0.4	99.6	250	0.3	1,475	0.3	98.4	228	0.3	1,345	0.3	91.2	
92.5	393	0.5	1,832	0.4	99.7	393	0.5	1,818	0.4	99.2	380	0.5	1,710	0.4	94.1	
103.1	8,217 (5)	11.2	49,302 (30)	12.0	101.8	8,974 (9)	12.1	53,844 (54)	12.7	109.2	9,288	12.3	55,728	12.7	103.5	
102.4	73,482 (27)	100.0	411,446 (177)	100.0	101.6	74,173 (28)	100.0	422,470 (149)	100.0	102.7	75,491 (3)	100.0	439,732 (11)	100.0	104.1	

軽三輪および軽四輪の税率別課税件数および調定額（決算）

現年課税分《現年度分および過年度分》（過年度分は()で内数表示）

区 分			令 和 4 年 度				令 和 5 年 度				令 和 6	
			課税件数		調定額		課税件数		調定額		課税件数	
			構成比		構成比		構成比		構成比		構成比	
旧税率	軽三輪		件 0	% 0.0	千円 0	% 0.0	件 0	% 0.0	千円 0	% 0.0	件 0	% 0.0
	軽四輪乗用	営業用	1	0.0	6	0.0	5	0.0	28	0.0	11	0.0
		自家用	5,948	18.6	42,826	16.3	5,003 (1)	15.3	36,022 (7)	13.2	4,094 (1)	12.5
	軽四輪貨物	営業用	575	1.8	1,725	0.7	478	1.5	1,434	0.5	353	1.1
		自家用	2,598	8.1	10,392	3.9	2,114 (2)	6.5	8,456 (8)	3.1	1,631	5.0
	小 計		9,122	28.5	54,948	20.9	7,600 (3)	23.3	45,939 (15)	16.9	6,089 (1)	18.6
新税率	軽三輪		0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	軽四輪乗用	営業用	1	0.0	7	0.0	4	0.0	28	0.0	6	0.0
		自家用	9,653	30.2	104,252	39.6	10,766 (4)	33.0	116,273	42.7	11,804 (4)	36.1
	軽四輪貨物	営業用	999	3.1	3,796	1.4	1,116	3.4	4,241	1.6	1,177	3.6
		自家用	4,839	15.1	24,195	9.2	5,324	16.3	26,620	9.8	5,705	17.4
	小 計		15,492	48.4	132,251	50.2	17,210	52.8	147,161	54.0	18,692 (4)	57.1
重課税率	軽三輪		4	0.0	18	0.0	3	0.0	14	0.0	3	0.0
	軽四輪乗用	営業用	0	0.0	0	0.0	9	0.0	74	0.0	21	0.1
		自家用	4,703 (2)	14.7	60,669 (26)	23.0	4,878 (1)	15.0	62,926 (13)	23.1	4,925 (5)	15.1
	軽四輪貨物	営業用	295	0.9	1,328	0.5	333	1.0	1,499	0.5	360	1.1
		自家用	2,387	7.5	14,322	5.4	2,429 (2)	7.5	14,574 (12)	5.3	2,455	7.5
	小 計		7,389 (2)	23.1	76,337 (26)	29.0	7,652 (3)	23.5	79,086 (25)	29.0	7,764 (5)	23.7
軽課税率（75%軽減）	軽三輪		0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	軽四輪乗用	営業用	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
		自家用	0	0.0	0	0.0	138	0.4	373	0.1	157	0.5
	軽四輪貨物	営業用	2	0.0	2	0.0	0	0.0	0	0.0	3	0.0
		自家用	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	0.0
	小 計		2	0.0	2	0.0	138	0.4	373	0.1	163	0.5
軽課税率（50%軽減）	軽三輪		0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	軽四輪乗用	営業用	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
		自家用	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	軽四輪貨物	営業用	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
		自家用	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	小 計		0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
軽課税率（25%軽減）	軽三輪		0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	軽四輪乗用	営業用	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
		自家用	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	軽四輪貨物	営業用	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
		自家用	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	小 計		0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0

年 度		令 和 7 年 度					令 和 8 年 度（4月末現在）				
調定額	構成比	課税件数		調定額			課税件数		調定額		
		件	%	千円	構成比	前年比	件	%	千円	構成比	前年比
千円 0	% 0.0	件 0	% 0.0	千円 0	% 0.0	% 0.0	件 0	% 0.0	千円 0	% 0.0	% 0.0
61	0.0	10	0.0	55	0.0	90.2	7	0.0	39	0.0	70.9
29,477 (7)	10.6	3,295	10.0	23,724	8.3	80.5	2,365	6.9	17,028	5.6	71.8
1,059	0.4	273	0.8	819	0.3	77.3	205	0.6	615	0.2	75.1
6,524	2.3	1,157	3.5	4,628	1.6	70.9	779	2.3	3,116	1.0	67.3
37,120 (7)	13.3	4,735	14.3	29,226	10.2	78.7	3,356	9.8	20,798	6.9	71.2
0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0
41	0.0	18	0.1	124	0.0	302.4	23	0.1	159	0.1	128.2
127,483 (43)	45.8	12,917 (2)	39.0	139,504 (22)	48.8	109.4	14,268	41.6	154,094	51.1	110.5
4,473	1.6	1,322 (1)	4.0	5,024 (4)	1.8	112.3	1,517	4.4	5,765	1.9	114.7
28,525	10.3	6,015 (3)	18.2	30,075 (15)	10.5	105.4	6,485	18.9	32,425	10.8	107.8
160,522 (43)	57.7	20,272 (6)	61.3	174,726 (40)	61.2	108.8	22,293	65.0	192,443	63.8	110.1
14	0.0	3	0.0	14	0.0	100.0	3	0.0	14	0.0	100.0
172	0.0	29	0.1	238	0.1	138.4	38	0.1	312	0.1	131.1
63,533 (65)	22.8	4,972 (1)	15.0	64,139 (13)	22.5	101.0	5,424	15.8	69,970	23.2	109.1
1,620	0.6	380	1.1	1,710	0.6	105.6	428	1.2	1,926	0.6	112.6
14,730	5.3	2,556 (2)	7.7	15,336 (12)	5.4	104.1	2,646	7.7	15,876	5.3	103.5
80,069 (65)	28.8	7,940 (3)	24.0	81,436 (25)	28.5	101.7	8,539	24.9	88,097	29.2	108.2
0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0
0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0
424	0.2	68	0.2	184	0.1	43.4	65	0.2	176	0.1	95.7
3	0.0	33	0.1	33	0.0	1100.0	14	0.0	14	0.0	42.4
4	0.0	35	0.1	46	0.0	1150.0	38	0.1	49	0.0	106.5
431	0.2	136	0.4	262	0.1	60.8	117	0.3	239	0.1	91.2
0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0
0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0
0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0
0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0
0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0
0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0
0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0
0	0.0	2	0.0	10	0.0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0
0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0
0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0
0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0
0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0
0	0.0	2	0.0	10	0.0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0

車種別登録・廃車台数

区 分			令和 3 年 度			令和 4 年 度			
			登 録	廃 車	差引増減	登 録	廃 車	差引増減	
原動機付自転車	50cc以下		1,971	2,409	-438	1,768	2,260	-492	
	90cc以下		243	220	23	230	233	-3	
	125 c c 以下 (新基準原付)		—	—	—	—	—	—	
	125 c c 以下 (新基準原付を除く)		1,773	1,536	237	1,615	1,491	124	
	ミ ニ カ ー		94	80	14	105	96	9	
	小 計		4,081	4,245	-164	3,718	4,080	-362	
軽自動車	二 輪 車		1,553	1,410	143	1,417	1,363	54	
	(うち、被けん引車)		(11)	(12)	(-1)	(6)	(17)	(-11)	
	三 輪 車		—	—	—	3	4	-1	
	四輪以上	乗用	営業用	—	—	—	12	1	11
			自家用	4,921	4,530	391	4,788	4,086	702
		貨物	営業用	554	553	1	572	472	100
			自家用	1,995	1,997	-2	2,097	2,037	60
	雪 上 車		—	—	—	—	—	—	
	小 計		9,023	8,490	533	8,889	7,963	926	
小型特殊自動車	農 耕 作 業 用		6	5	1	12	12	0	
	そ の 他		14	30	-16	27	53	-26	
	小 計		20	35	-15	39	65	-26	
二輪の小型自動車			1,721	1,500	221	1,794	1,461	333	
合 計			14,845	14,270	575	14,440	13,569	871	

※ 原動機付自転車50 c c 以下には、特定小型原動機付自転車（令和5年度：登録104台廃車7

(単位：台)

令 和 5 年 度			令 和 6 年 度			令 和 7 年 度		
登 録	廃 車	差引増減	登 録	廃 車	差引増減	登 録	廃 車	差引増減
1,676	1,984	-308	1,658	1,909	-251	1,627	1,854	-227
205	199	6	164	237	-73	162	184	-22
—	—	—	—	—	—	—	—	—
1,535	1,420	115	1,509	1,475	34	1,501	1,447	54
122	91	31	126	98	28	132	96	36
3,538	3,694	-156	3,457	3,719	-262	3,422	3,581	-159
1,346	1,294	52	1,133	1,208	-75	1,146	1,234	-88
(7)	(4)	(3)	(7)	(7)	()	(5)	(9)	-(4)
—	—	—	—	—	—	—	—	—
43	16	27	33	17	16	35	22	13
4,639	4,498	141	4,447	4,008	439	4,270	4,091	179
551	585	-34	615	504	111	658	519	139
1,799	1,909	-110	1,817	1,767	50	1,824	1,785	39
—	—	—	—	—	—	—	—	—
8,378	8,302	76	8,045	7,504	541	7,933	7,651	282
9	9	0	13	9	4	17	8	9
21	22	-1	14	18	-4	11	32	-21
30	31	-1	27	27	0	28	40	-12
1,697	1,601	96	3,780	2,605	1,175	4,930	4,568	362
13,643	13,628	15	15,309	13,855	1,454	16,313	15,840	473

台、令和6年度：登録151台廃車16台、令和7年度：登録165台廃車30台）を含む。

5. 特別区たばこ税

特別区たばこ税は、たばこの売り渡しに対して課する税である。

納税義務者は、たばこの製造者、卸売販売業者等であるが、実際の負担は、たばこの消費者に転嫁されている。

令和7年度のたばこ税の収入額は37億742万円で区税収入額の4.7%を占め、特別区民税に次ぐ財源となっている。

収入額を前年度収入額と比べると、1,175万円（0.3%）の減となった。

また、納税義務者は11社であった。

特別区たばこ税の推移

年度 項目	3		4		5		6		7	
	本	前年比	本	前年比	本	前年比	本	前年比	本	前年比
売り渡し本数 (現年度分)	582,476,283	97.7	583,486,773	100.2	582,951,533	99.9	567,638,809	97.4	565,846,079	99.7
調定額	千円 3,673,500	% 104.9	千円 3,823,153	% 104.1	千円 3,819,533	% 99.9	千円 3,719,169	% 97.4	千円 3,707,423	% 99.7
税率等	1,000本につき 6,112円 3年10月1日から 1,000本につき 6,552円		1,000本につき 6,552円							

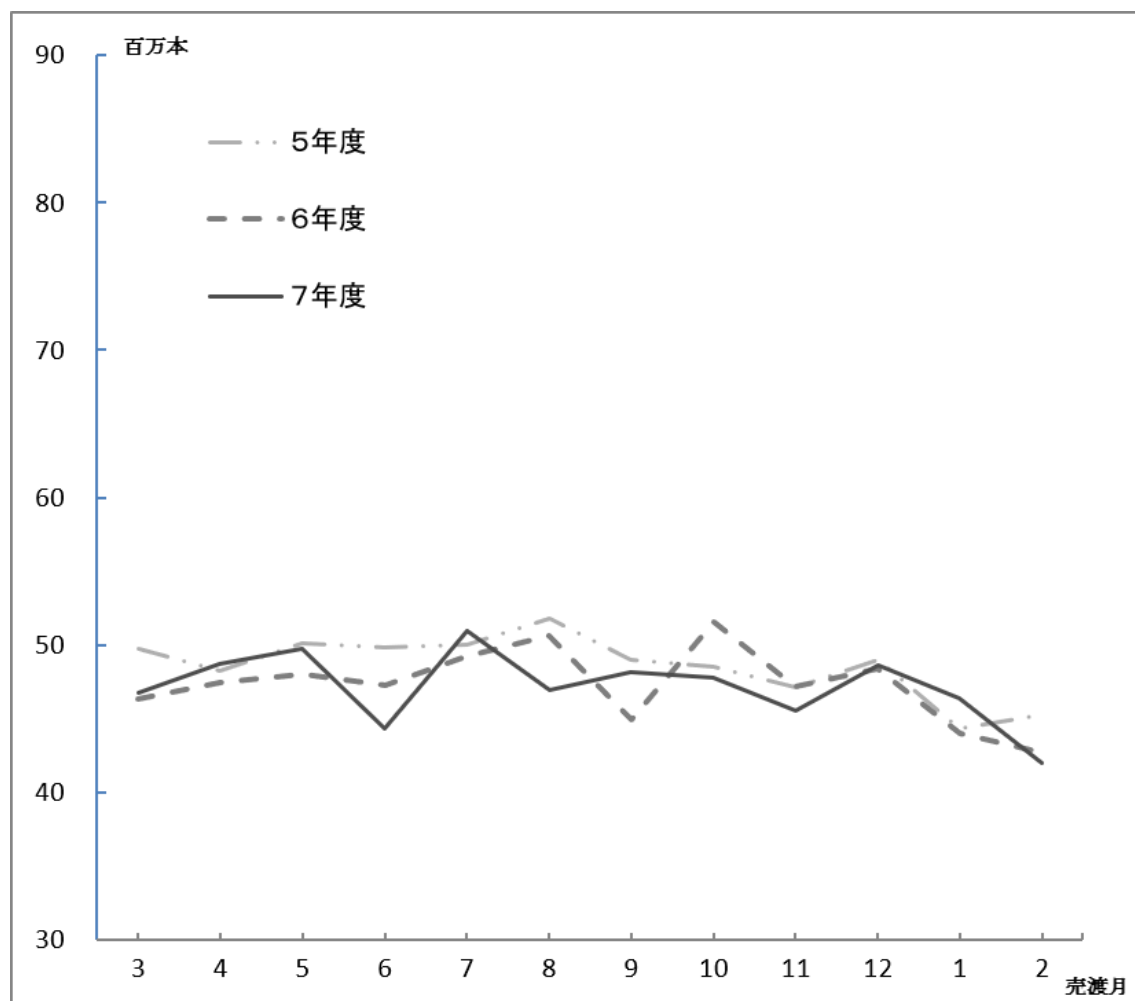
たばこ売り渡し本数

(単位：本、%)

年度										(単位：千円)	
月	3	構成比	4	構成比	5	構成比	6	構成比	7	構成比	
3	49,157,341	8.4	50,212,152	8.6	49,757,394	8.5	46,307,765	8.2	46,737,718	8.3	
4	48,726,028	8.4	48,470,135	8.3	48,199,201	8.3	47,435,903	8.4	48,690,807	8.6	
5	48,548,260	8.3	47,821,289	8.2	50,144,911	8.6	48,003,653	8.5	49,720,721	8.8	
6	50,185,624	8.6	49,524,120	8.5	49,797,039	8.5	47,254,182	8.3	44,303,300	7.8	
7	51,186,337	8.8	49,019,625	8.4	50,000,763	8.6	49,231,399	8.7	50,960,472	9.0	
8	49,241,525	8.5	49,337,240	8.5	51,762,592	8.9	50,647,057	8.9	46,897,799	8.3	
9	68,647,027	11.8	50,186,941	8.6	49,027,273	8.4	44,968,501	7.9	48,154,834	8.5	
10	35,338,657	6.1	48,192,428	8.3	48,565,649	8.3	51,550,557	9.1	47,811,296	8.4	
11	45,149,839	7.8	48,755,306	8.4	47,142,534	8.1	47,208,004	8.3	45,531,022	8.0	
12	48,648,639	8.4	52,605,150	9.0	49,023,907	8.4	48,351,794	8.5	48,637,343	8.6	
1	44,121,064	7.6	45,057,831	7.7	44,291,666	7.6	43,961,705	7.7	46,370,750	8.2	
2	43,525,942	7.5	44,304,556	7.6	45,238,604	7.8	42,718,289	7.5	42,030,017	7.4	
合 計	582,476,283	100	583,486,773	100	582,951,533	100	567,638,809	100	565,846,079	100	

※ 構成比は四捨五入のため、各欄の合計と合計欄が一致しない場合がある。

(図 10) たばこ売り渡し本数の月別推移



6. 入 湯 税

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、消防施設などの整備や観光の振興に要する費用に充てるための目的税となっている。平成 11 年度までは都税として課税されていたが、制度改正により、平成 12 年度から特別区税に変わった。

練馬区では、平成 15 年 6 月に入湯税の対象となる温泉施設ができた。令和 7 年度の入湯税の収入額は、4,021 万円であった。

(令和 7 年度、23 区で入湯税の課税実績のある区：練馬、千代田、中央、港、新宿、文京、台東、墨田、江東、大田、世田谷、杉並、豊島、葛飾)

- | | |
|---------------|--|
| (1) 納 税 義 務 者 | 鉱泉浴場の入湯客 |
| (2) 税 額 | 入湯客 1 人 1 日につき、150 円 |
| (3) 課 税 免 除 | ① 年齢 12 歳未満の者
② 共同浴場または一般公衆浴場に入湯する者
③ 専ら日帰り客の利用に供される施設に規則で定める利用料金(1,200 円)以下で入湯する者 |
| (4) 特別徴収義務者 | 鉱泉浴場の経営者 |
| (5) 納 期 等 | 鉱泉浴場の経営者は、入湯客から入湯税を徴収(特別徴収)し、毎月末日までに前月分を区に申告して納入金を納付しなければならない。 |

IV 都民税徴収取扱費

区 分 年 度		請求金額合計		内					
				1. 納税義務者数に		2. 都民税払込金額		3. 納税通知書数に	
			前年比	よるもの	前年比	によるもの	前年比	よるもの	前年比
		千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
4		1, 352, 707	102. 8	1, 227, 939	100. 6	84	15. 9	—	—
	(算定基礎)			(409, 313 人)	—	(1, 193)	—	(— 通)	—
5		1, 381, 207	102. 1	1, 240, 134	101. 0	240	285. 7	—	—
	(算定基礎)			(413, 378 人)	—	(3, 429)	—	(— 通)	—
6		1, 379, 338	99. 9	1, 262, 487	101. 8	37	15. 4	—	—
	(算定基礎)			(420, 829 人)	—	(529)	—	(— 通)	—
7		1, 413, 665	102. 5	1, 292, 925	102. 4	12	32. 4	—	—
	(算定基礎)			(430, 975 人)	—	(177)	—	(— 通)	—
8		1, 428, 264	101. 0	1, 303, 719	100. 8	20	166. 7	—	—
	(算定基礎)			(434, 573 人)	—	(280)	—	(— 通)	—

※ 上段は請求金額合計欄の内訳、下段の（）内は算定基礎数値である。

訳									
4. 過誤納還付金額に		5. 還付加算金額に		6. 報奨金その他		7. 地方税法第47条第1項		8. 生命保険の二重課税に	
よるもの	前年比	よるもの	前年比		前年比	第5号によるもの	前年比	係る給付金	前年比
千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
80, 988	119. 6	178	183. 5	—	—	43, 518	161. 8	—	—
(207, 662)	—	(457)	—	—	—	43, 518	—	—	—
88, 736	109. 6	93	52. 2	—	—	52, 004	119. 5	—	—
(227, 529)	—	(238)	—	—	—	52, 004	—	—	—
73, 098	82. 4	46	49. 5	—	—	43, 670	84. 0	—	—
(187, 431)	—	(118)	—	—	—	43, 670	—	—	—
76, 631	104. 8	53	115. 2	—	—	44, 044	100. 9	—	—
(196, 491)	—	(135)	—	—	—	44, 044	—	—	—
75, 958	99. 1	68	128. 3	—	—	48, 499	110. 1	—	—
(194, 764)	—	(174)	—	—	—	48, 499	—	—	—

内訳 2「都民税払込金額によるもの」は、都民税払込金額に 7／100を乗じた金額。
内訳 3「納税通知書数によるもの」は、納税通知書 1 通につき60円。

V 税 の 証 明

令和7年度の証明書の有料交付件数は、117,610件で、前年比4.7%増となった。

有料交付した証明書は、主につぎのような事項に関して使用されている。

○住民税の課税（非課税）証明、納税証明

- | | |
|--------------------|-------------------|
| (1) 扶養家族認定 | (2) 医療費の助成・減免 |
| (3) 児童扶養手当・乳幼児医療等 | (4) 学費助成・減免、奨学金申請 |
| (5) 出入国在留管理庁・帰化申請等 | (6) 年金 |
| (7) 都・県・区営住宅 | (8) 銀行ローン・公的資金借入 |
| (9) 幼稚園・保育園 | (10) シルバーパス |

○軽自動車税の納税証明

車検（継続検査）以外の用途

証明書の有料交付件数

年 度	件 数	前 年 比
	件	%
3	105,905	102.0
4	103,935	98.1
5	100,986	97.2
6	112,332	111.2
7	117,610	104.7

VI 納税貯蓄組合

納税資金の準備(貯蓄)と円滑な納税に資する目的で、昭和26年4月1日に施行された「納税貯蓄組合法」に基づき設立する任意の団体。

納税貯蓄組合数

年 度	組 合 数	組 合 員 数	連合会補助金	連合会数
		人	千円	
3	78	4,118	550	2
4	77	4,111	550	2
5	77	4,092	550	2
6	77	4,082	550	2
7	77	4,061	550	2

参 考 資 料

1. 特別区税収入額の比較(令和7年度)

区 分	特 別 区 税		特 別 区 民 税			軽 自
	金 額	構成比	金 額	構成比	特別区税との比率	金 額
	千円	%	千円	%	%	千円
千 代 田	26,270,424	1.9	23,214,889	1.8	88.4	37,335
中 央	43,972,826	3.1	41,257,924	3.1	93.8	57,877
港	119,948,493	8.6	113,671,875	8.6	94.8	97,026
新 宿	60,861,374	4.3	55,294,606	4.2	90.9	125,080
文 京	44,897,047	3.2	43,763,398	3.3	97.5	66,588
台 東	31,321,853	2.2	27,980,894	2.1	89.3	88,149
墨 田	32,887,445	2.4	30,436,432	2.3	92.5	134,390
江 東	68,759,672	4.9	64,423,801	4.9	93.7	234,977
品 川	66,225,268	4.7	62,804,863	4.8	94.8	155,137
目 黒	56,020,076	4.0	54,168,260	4.1	96.7	98,458
大 田	91,201,268	6.5	85,640,099	6.5	93.9	400,113
世 田 谷	152,432,950	10.9	147,540,437	11.2	96.8	396,071
澁 谷	80,319,482	5.7	77,053,790	5.9	95.9	95,245
中 野	42,128,353	3.0	39,907,763	3.0	94.7	134,163
杉 並	81,881,265	5.9	78,534,304	6.0	95.9	232,875
豊 島 (※)	40,438,297	2.9	36,847,525	2.8	91.1	108,665
北	37,157,676	2.7	34,654,398	2.6	93.3	155,663
荒 川	22,195,875	1.6	20,587,322	1.6	92.8	93,499
板 橋	55,717,551	4.0	51,472,971	3.9	92.4	317,066
練 馬	79,348,715	5.7	75,139,102	5.7	94.7	461,980
足 立	59,721,026	4.3	53,660,757	4.1	89.9	625,914
葛 飾	40,560,474	2.9	36,999,090	2.8	91.2	332,284
江 戸 川	64,978,105	4.6	59,170,832	4.5	91.1	489,019
計	1,399,245,515	100.0	1,314,225,332	100.0	93.9	4,937,574

※ 豊島区の特別区税額には、狭小住戸集合住宅税（法定外普通税）304,000千円を含む。

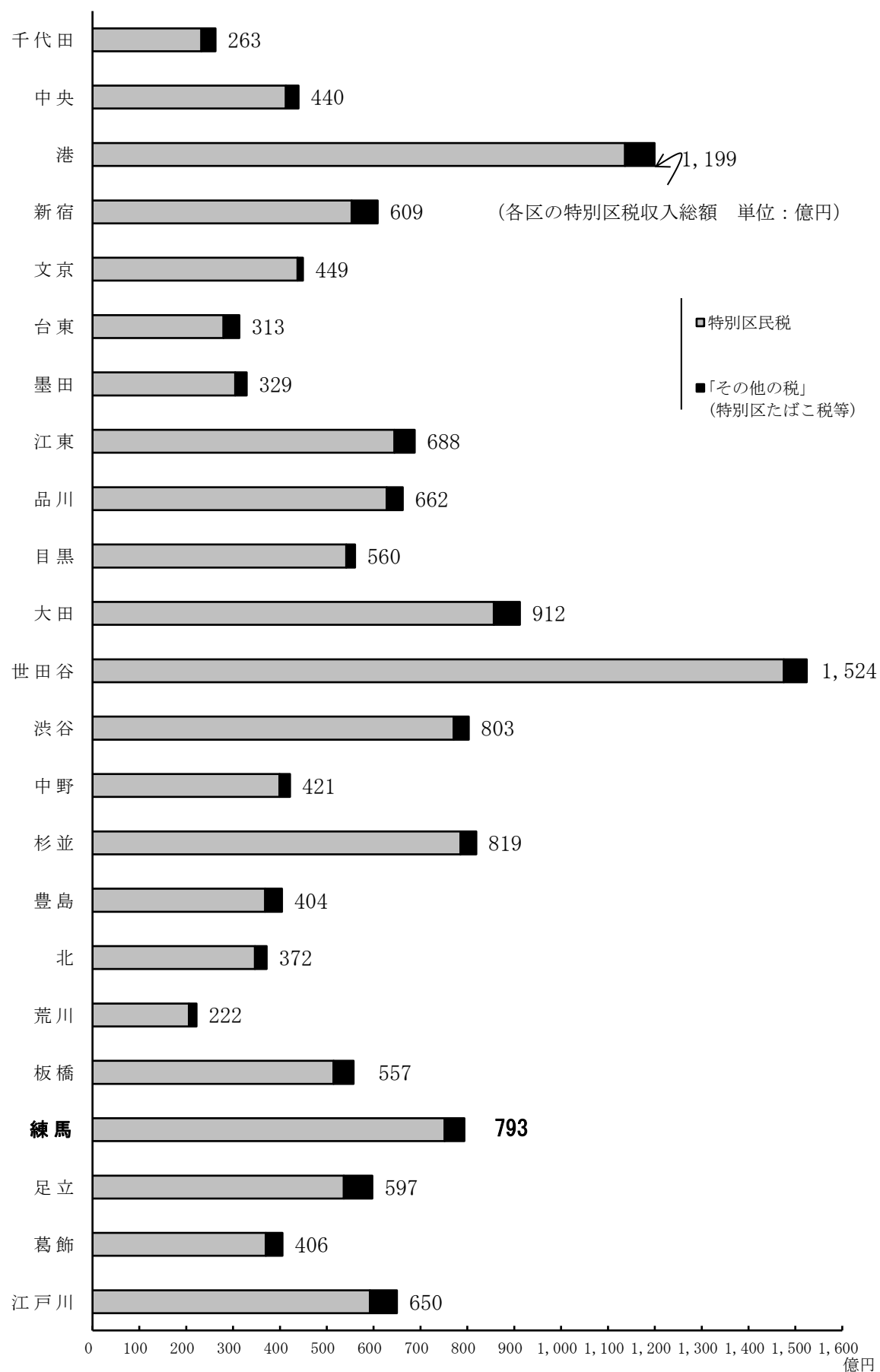
動 車 税		特別区たばこ税			入 湯 税		
構成比	特別区税との比率	金 額	構成比	特別区税との比率	金 額	構成比	特別区税との比率
%	%	千円	%	%	千円	%	%
0.8	0.1	3,009,433	3.8	11.5	8,767	1.8	0.0
1.2	0.1	2,637,643	3.3	6.0	19,382	4.1	0.0
2.0	0.1	6,175,689	7.8	5.1	3,903	0.8	0.0
2.5	0.2	5,381,301	6.8	8.8	60,387	12.7	0.1
1.3	0.1	1,037,639	1.3	2.3	29,422	6.2	0.1
1.8	0.3	3,229,150	4.1	10.3	23,660	5.0	0.1
2.7	0.4	2,299,032	2.9	7.0	17,591	3.7	0.1
4.8	0.3	3,961,313	5.0	5.8	139,581	29.4	0.2
3.1	0.2	3,265,268	4.1	4.9	—	—	—
2.0	0.2	1,753,358	2.2	3.1	—	—	—
8.1	0.4	5,101,409	6.4	5.6	59,647	12.6	0.1
8.0	0.3	4,487,055	5.7	2.9	9,387	2.0	0.0
1.9	0.1	3,170,447	4.0	3.9	—	—	—
2.7	0.3	2,086,427	2.6	5.0	—	—	—
4.7	0.3	3,097,125	3.9	3.8	16,961	3.6	0.0
2.2	0.3	3,144,689	4.0	7.8	33,418	7.0	0.1
3.2	0.4	2,347,615	3.0	6.3	—	—	—
1.9	0.4	1,515,054	1.9	6.8	—	—	—
6.4	0.6	3,927,514	5.0	7.0	—	—	—
9.4	0.6	3,707,423	4.7	4.7	40,210	8.5	0.1
12.7	1.0	5,434,355	6.9	9.1	—	—	—
6.7	0.8	3,216,284	4.1	7.9	12,816	2.7	0.0
9.9	0.8	5,318,254	6.7	8.2	—	—	—
100.0	0.4	79,303,477	100.0	5.7	475,132	100.0	0.0

2. 特別区税負担額の比較（令和7年度）（税込額ベース）

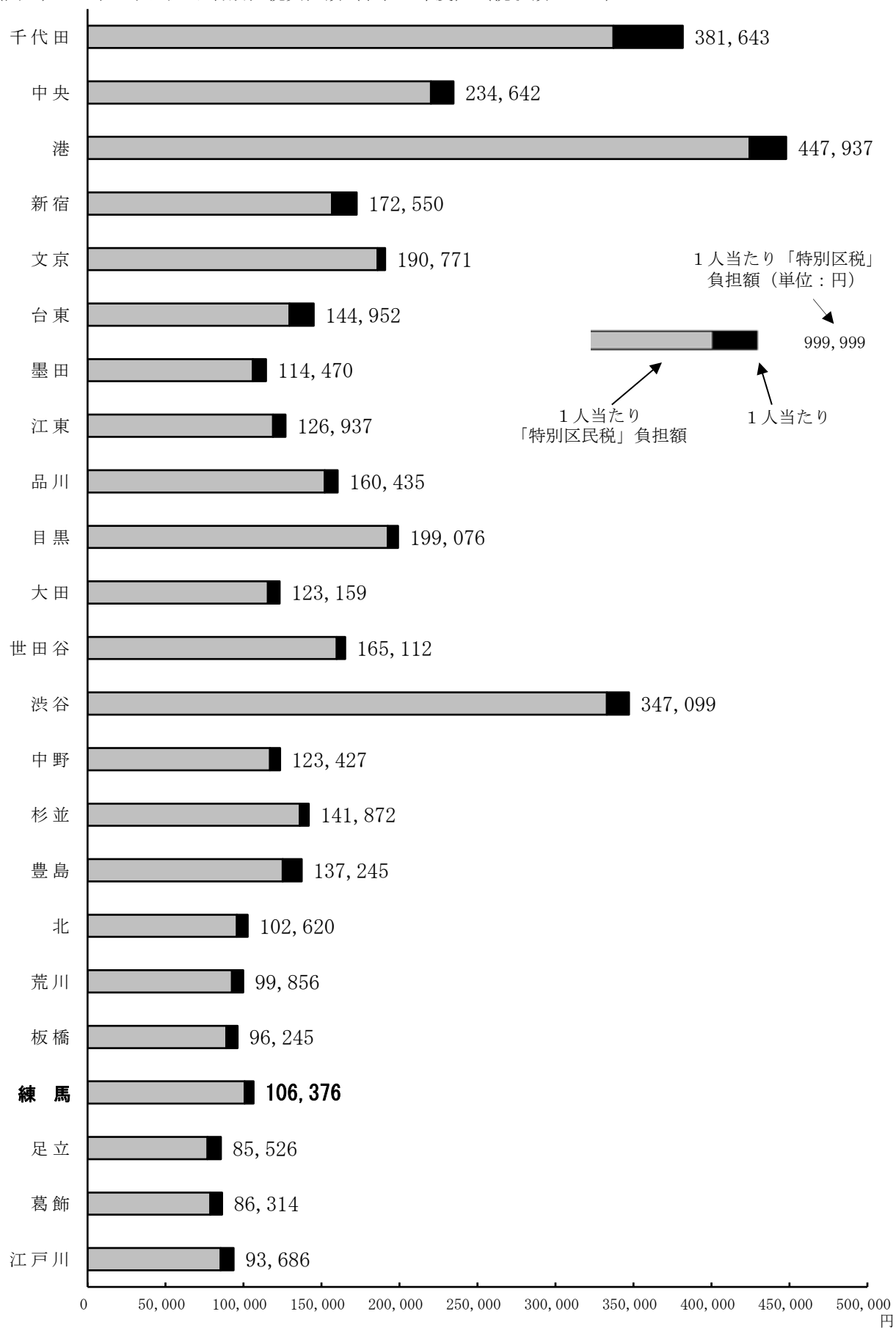
区 分	人 口 (7.1.1)		世 帯 (7.1.1)		特 別 区 税		特 別
	人	構 成 比	世帯	構 成 比	人口1人当たり	1世帯当たり	人口1人当たり
	人	%	世帯	%	円	円	円
千 代 田	68,835	0.7	39,410	0.7	381,643	666,593	337,254
中 央	187,404	1.9	106,555	1.9	234,642	412,677	220,155
港	267,780	2.8	153,885	2.8	447,937	779,468	424,497
新 宿	352,717	3.6	231,609	4.2	172,550	262,776	156,768
文 京	235,345	2.4	130,932	2.4	190,771	342,904	185,954
台 東	216,084	2.2	137,054	2.5	144,952	228,537	129,491
墨 田	287,302	3.0	170,273	3.1	114,470	193,145	105,939
江 東	541,685	5.6	294,261	5.3	126,937	233,669	118,932
品 川	412,786	4.2	238,169	4.3	160,435	278,060	152,149
目 黒	281,400	2.9	161,512	2.9	199,076	346,848	192,496
大 田	740,519	7.6	418,230	7.6	123,159	218,065	115,649
世 田 谷	923,210	9.5	502,617	9.1	165,112	303,279	159,812
渋 谷	231,402	2.4	143,626	2.6	347,099	559,227	332,987
中 野	341,322	3.5	217,716	3.9	123,427	193,501	116,921
杉 並	577,147	5.9	334,466	6.1	141,872	244,812	136,073
豊 島	294,644	3.0	188,094	3.4	137,245	214,990	125,058
北	362,089	3.7	211,567	3.8	102,620	175,631	95,707
荒 川	222,278	2.3	125,357	2.3	99,856	177,061	92,620
板 橋	578,914	5.9	334,750	6.1	96,245	166,445	88,913
練 馬	745,927	7.7	395,526	7.2	106,376	200,616	100,733
足 立	698,276	7.2	379,192	6.9	85,526	157,495	76,847
葛 飾	469,916	4.8	252,845	4.6	86,314	160,416	78,736
江 戸 川	693,570	7.1	359,749	6.5	93,686	180,621	85,313
計	9,730,552	100.0	5,527,395	100.0	143,799	253,147	135,062

区 民 税	軽 自 動 車 税		特別区たばこ税		入 湯 税	
1世帯当たり	人口1人当たり	1世帯当たり	人口1人当たり	1世帯当たり	人口1人当たり	1世帯当たり
円	円	円	円	円	円	円
589,061	542	947	43,720	76,362	127	222
387,198	309	543	14,075	24,754	103	182
738,681	362	631	23,063	40,132	15	25
238,741	355	540	15,257	23,234	171	261
334,245	283	509	4,409	7,925	125	225
204,160	408	643	14,944	23,561	109	173
178,751	468	789	8,002	13,502	61	103
218,934	434	799	7,313	13,462	258	474
263,699	376	651	7,910	13,710	—	—
335,382	350	610	6,231	10,856	—	—
204,768	540	957	6,889	12,198	81	143
293,544	429	788	4,860	8,927	10	19
536,489	412	663	13,701	22,074	—	—
183,302	393	616	6,113	9,583	—	—
234,805	403	696	5,366	9,260	29	51
195,900	369	578	10,673	16,719	113	178
163,799	430	736	6,484	11,096	—	—
164,230	421	746	6,816	12,086	—	—
153,765	548	947	6,784	11,733	—	—
189,973	619	1,168	4,970	9,373	54	102
141,513	896	1,651	7,783	14,331	—	—
146,331	707	1,314	6,844	12,720	27	51
164,478	705	1,359	7,668	14,783	—	—
237,766	507	893	8,150	14,347	49	86

(図11) 23区の特別区税収入額の内訳 (令和7年度)



(図12) 23区1人当たり特別区税負担額(令和7年度)(税収額ベース)



3. 特別区民税・都民税・森林環境税の調定額および収入額

(単位：千円、％)

区分 税目		令和3年度									
		調定額					収入額				
		特別区民税	都民税	—	合計	前年比	特別区民税	都民税	—	合計	前年比
現 年 課 税 分	普通徴収	16,432,534	10,860,484	—	27,293,018	100.7	15,943,760	10,536,501	—	26,480,261	101.1
	特別徴収	48,878,241	32,315,467	—	81,193,708	100.2	48,743,791	32,226,603	—	80,970,394	100.1
	(給与)	(46,732,782)	(30,921,326)	—	(77,654,108)	(100.1)	(46,595,990)	(30,830,939)	—	(77,426,929)	(100.0)
	(年金)	(2,145,459)	(1,394,141)	—	(3,539,600)	(102.7)	(2,147,801)	(1,395,664)	—	(3,543,465)	(102.8)
	過年度分	364,931	240,528	—	605,459	131.9	314,525	207,923	—	522,448	134.5
	計	65,675,706	43,416,479	—	109,092,185	100.5	65,002,076	42,971,027	—	107,973,103	100.5
滞納繰越分		1,230,936	813,737	—	2,044,673	86.9	697,626	461,182	—	1,158,808	101.3
合 計		66,906,642	44,230,216	—	111,136,858	100.2	65,699,702	43,432,209	—	109,131,911	100.5

区分 税目		令和5年度									
		調定額					収入額				
		特別区民税	都民税	—	合計	前年比	特別区民税	都民税	—	合計	前年比
現 年 課 税 分	普通徴収	17,177,133	11,351,599	—	28,528,732	98.0	16,610,386	10,977,139	—	27,587,525	97.8
	特別徴収	51,017,921	33,729,859	—	84,747,780	103.2	50,945,996	33,682,281	—	84,628,277	103.1
	(給与)	(48,887,139)	(32,346,619)	—	(81,233,758)	(103.3)	(48,814,151)	(32,298,348)	—	(81,112,499)	(103.2)
	(年金)	(2,130,782)	(1,383,240)	—	(3,514,022)	(99.4)	(2,131,845)	(1,383,933)	—	(3,515,778)	(99.3)
	過年度分	351,318	232,548	—	583,866	116.9	281,448	186,057	—	467,505	109.7
	計	68,546,372	45,314,006	—	113,860,378	101.9	67,837,830	44,845,477	—	112,683,307	101.8
滞納繰越分		873,294	577,307	—	1,450,601	89.6	525,812	347,598	—	873,410	92.9
合 計		69,419,666	45,891,313	—	115,310,979	101.7	68,363,642	45,193,075	—	113,556,717	101.7

区分 税目		令和7年度									
		調定額					収入額				
		特別区民税	都民税	森林環境税	合計	前年比	特別区民税	都民税	森林環境税	合計	前年比
現 年 課 税 分	普通徴収	19,269,151	12,724,529	103,267	32,096,947	110.6	18,623,925	12,297,379	99,806	31,021,110	110.3
	特別徴収	55,679,785	36,765,826	322,514	92,768,125	111.9	55,629,281	36,733,886	320,877	92,684,044	111.8
	(給与)	(53,408,573)	(35,296,589)	(279,998)	(88,985,160)	(111.7)	(53,356,845)	(35,263,852)	(278,338)	(88,899,035)	(111.7)
	(年金)	(2,271,212)	(1,469,237)	(42,516)	(3,782,965)	(115.5)	(2,272,436)	(1,470,034)	(42,539)	(3,785,009)	(114.8)
	過年度分	440,181	291,029	1,390	732,600	114.9	341,371	225,415	1,148	567,934	111.3
	計	75,389,117	49,781,384	427,171	125,597,672	111.5	74,594,577	49,256,680	421,831	124,273,088	111.4
滞納繰越分		977,645	645,564	3,894	1,627,103	104.3	544,526	359,564	1,737	905,827	103.6
合 計		76,366,762	50,426,948	431,065	127,224,775	111.4	75,139,103	49,616,244	423,568	125,178,915	111.3

※ 金額は、決算数値による。(令和8年度を除く)
 ※ 令和6年度から、森林環境税(国税)が個人住民税均等割と併せて課税・徴収されることとなった。

収入歩合		令和4年度									
		調定額					収入額				
		特別区民税	都民税	—	合計	前年比	特別区民税	都民税	—	合計	前年比
97.0	17,520,642	11,584,674	—	29,105,316	106.6	16,977,895	11,225,928	—	28,203,823	106.5	96.9
99.7	49,454,409	32,696,636	—	82,151,045	101.2	49,426,328	32,678,066	—	82,104,394	101.4	99.9
(99.7)	(47,310,612)	(31,304,265)	—	(78,614,877)	(101.2)	(47,280,165)	(31,284,155)	—	(78,564,320)	(101.5)	(99.9)
(100.1)	(2,143,797)	(1,392,371)	—	(3,536,168)	(99.9)	(2,146,163)	(1,393,911)	—	(3,540,074)	(99.9)	(100.1)
86.3	300,723	198,887	—	499,610	82.5	256,515	169,598	—	426,113	81.6	85.3
99.0	67,275,774	44,480,197	—	111,755,971	102.4	66,660,738	44,073,592	—	110,734,330	102.6	99.1
56.7	974,418	644,248	—	1,618,666	79.2	566,201	374,351	—	940,552	81.2	58.1
98.2	68,250,192	45,124,445	—	113,374,637	102.0	67,226,939	44,447,943	—	111,674,882	102.3	98.5

収入歩合		令和6年度									
		調定額					収入額				
		特別区民税	都民税	森林環境税	合計	前年比	特別区民税	都民税	森林環境税	合計	前年比
96.7	17,425,788	11,500,146	99,814	29,025,748	101.7	16,918,837	11,115,269	96,737	28,130,843	102.0	96.9
99.9	49,784,546	32,880,157	268,468	82,933,171	97.9	49,768,232	32,869,606	268,258	82,906,096	98.0	100.0
(99.9)	(47,817,284)	(31,614,144)	(225,179)	(79,656,607)	(98.1)	(47,788,688)	(31,595,683)	(224,699)	(79,609,070)	(98.1)	(99.9)
(100.1)	(1,967,262)	(1,266,013)	(43,289)	(3,276,564)	(93.2)	(1,979,544)	(1,273,923)	(43,559)	(3,297,026)	(93.8)	(100.6)
80.1	383,496	254,022	0	637,518	109.2	307,560	202,858	0	510,418	109.2	80.1
99.0	67,593,830	44,634,325	368,282	112,596,437	98.9	66,994,629	44,187,733	364,995	111,547,357	99.0	99.1
60.2	939,704	619,802	0	1,559,506	107.5	526,885	347,518	0	874,403	100.1	56.1
98.5	68,533,534	45,254,127	368,282	114,155,943	99.0	67,521,514	44,535,251	364,995	112,421,760	99.0	98.5

収入歩合		令和8年度(6月末)				
		調定額				
		特別区民税	都民税	森林環境税	合計	対前年 決算比
96.6	19,108,180	12,627,816	89,199	31,825,195	99.2	
99.9	59,289,623	39,164,376	336,939	98,790,937	106.5	
(99.9)	(56,791,684)	(37,547,546)	(290,437)	(94,629,667)	(106.3)	
(100.1)	(2,497,939)	(1,616,829)	(46,502)	(4,161,270)	(110.0)	
77.5	196,138	129,676	889	326,703	44.6	
98.9	78,593,941	51,921,868	427,027	130,942,835	104.3	
55.7	1,145,529	736,128	5,852	1,887,509	116.0	
98.4	79,739,470	52,657,996	432,879	132,830,344	104.4	

4. 特別区民税の納税義務者数等に関する調（課税状況等の調による）

各年7月1日現在

年 度	区 分	均等割のみを納める者		均等割と所得割を納める者		
		納税義務者数	均等割額	納税義務者数	均等割額	所得割額
	※ 所得者区分	(人)	(千円)	(人)	(千円)	(千円)
6	給 与 所 得 者	17,469	48,473	324,609	973,805	53,219,306
	営 業 等 所 得 者	3,045	9,083	16,826	50,476	3,302,005
	農 業 所 得 者	4	12	14	42	1,445
	その他の所得者	11,465	34,113	43,973	131,918	9,053,071
	家屋敷等のみ	367	1,101	—	—	—
	合 計	32,350	92,782	385,422	1,156,241	65,575,827
	前年比(%)	214.3	179.8	97.7	83.9	99.3
7	給 与 所 得 者	6,635	18,705	343,296	1,026,537	58,916,894
	営 業 等 所 得 者	1,867	5,575	18,586	55,706	3,567,491
	農 業 所 得 者	0	0	17	51	2,734
	その他の所得者	6,507	19,293	50,424	151,208	10,329,675
	家屋敷等のみ	401	1,203	—	—	—
	合 計	15,410	44,776	412,323	1,233,502	72,816,794
	前年比(%)	47.6	48.3	107.0	106.7	111.0
8	給 与 所 得 者	6,596	18,119	344,316	1,028,564	62,556,985
	営 業 等 所 得 者	1,843	5,469	19,338	57,892	3,721,238
	農 業 所 得 者	2	5	19	57	3,171
	その他の所得者	6,484	18,736	52,086	155,902	11,380,316
	家屋敷等のみ	382	1,146	—	—	—
	合 計	15,307	43,475	415,759	1,242,415	77,661,710
	前年比(%)	99.3	97.1	100.8	100.7	106.7

※ 所得者区分…納税義務者が、給与所得・営業所得・農業所得等の2以上の所得を有する場合は、所得が一番多い所得者区分に計上している。

合 計					
均等割を納める者		所得割を納める者		納税義務者数	
納税義務者数 (人)	均等割額 (千円)	納税義務者数 (人)	所得割額 (千円)	(人)	構成比 (%)
342,078	1,022,278	324,609	53,219,306	342,078	81.9
19,871	59,559	16,826	3,302,005	19,871	4.8
18	54	14	1,445	18	0.0
55,438	166,031	43,973	9,053,071	55,438	13.3
367	1,101	—	—	367	0.1
417,772	1,249,023	385,422	65,575,827	417,772	100.0
102.0	87.4	97.7	99.3	102.0	—
349,931	1,045,242	343,296	58,916,894	349,931	81.8
20,453	61,281	18,586	3,567,491	20,453	4.8
17	51	17	2,734	17	0.0
56,931	170,501	50,424	10,329,675	56,931	13.3
401	1,203	—	—	401	0.1
427,733	1,278,278	412,323	72,816,794	427,733	100.0
102.4	102.3	107.0	111.0	102.4	—
350,912	1,046,683	344,316	62,556,985	350,912	81.4
21,181	63,361	19,338	3,721,238	21,181	4.9
21	62	19	3,171	21	0.0
58,570	174,638	52,086	11,380,316	58,570	13.6
382	1,146	—	—	382	0.1
431,066	1,285,890	415,759	77,661,710	431,066	100.0
100.8	100.6	100.8	106.7	100.8	—

5. 特別区民税の課税標準段階別所得割額等に関する調（課税状況等の調による）（令和8年度）

令和8年7月1日現在

単位：千円

区 分 課税標準額の段階	納 税 義務者数 (人)	総 所 得 金 額 等						
		総所得等(※)	分 離 分					先物取引
			長期譲渡	短期譲渡	一般株式等譲渡(※)	上場株式等譲渡(※)	上場株式等配当	
10万円以下の金額	9,528	6,630,941	24,484,128	263,220	841,470	2,032,482	52,203	391,847
10万円を超え100万円以下	85,047	125,856,280	11,117,545	56,591	587,553	2,715,268	133,497	194,508
100万円を超え200万円以下	106,071	270,657,617	9,420,384	96,306	690,331	1,464,920	119,584	256,902
200万円を超え300万円以下	77,667	294,377,553	7,619,642	162,848	779,625	1,478,680	145,349	187,910
300万円を超え400万円以下	46,065	231,424,562	5,501,662	37,973	1,142,289	1,757,083	165,963	177,762
400万円を超え550万円以下	37,499	245,660,529	6,655,096	132,433	969,810	2,109,319	203,186	159,616
550万円を超え700万円以下	18,176	150,547,541	5,039,345	44,317	1,019,708	1,689,950	203,659	173,785
700万円を超え1,000万円以下	17,820	187,820,369	7,782,602	97,766	1,630,524	1,836,877	263,943	126,408
1,000万円を超える金額	17,886	391,444,276	19,089,090	481,939	12,407,446	38,841,647	4,590,090	385,363
合 計	415,759	1,904,419,668	96,709,494	1,373,393	20,068,756	53,926,226	5,877,474	2,054,101

(※)総所得等…この表中では、総所得金額、山林所得金額および現年分離課税の対象とならない退職所得金額にかかるものを指す。

(※)一般株式等譲渡所得…非上場株式や一般公社債などの譲渡所得を指す。

(※)上場株式等譲渡所得…上場株式や特定公社債などの譲渡所得を指す。

所 得 控 除	課 税 標 準 額						
	総所得等(※)	分 離 分					
		長期譲渡	短期譲渡	一般株式等譲渡(※)	上場株式等譲渡(※)	上場株式等配当	先物取引
6,806,236	459,034	24,085,060	252,178	804,816	1,884,141	51,298	353,528
76,620,062	49,236,861	11,117,355	56,586	587,520	2,715,070	133,316	194,472
114,069,471	156,588,877	9,420,224	96,294	690,299	1,464,655	119,363	256,861
102,816,071	191,562,215	7,619,530	162,837	779,588	1,478,361	145,139	187,866
72,511,567	158,913,685	5,501,562	37,964	1,142,248	1,756,784	165,768	177,716
70,667,329	174,994,043	6,655,003	132,423	969,756	2,108,934	202,922	159,579
38,487,762	112,060,312	5,039,283	44,311	1,019,678	1,689,708	203,497	173,754
40,124,819	147,696,203	7,782,536	97,758	1,630,485	1,836,592	263,726	126,370
43,199,590	348,245,844	19,088,965	481,924	12,407,360	38,841,178	4,589,667	385,323
565,302,907	1,339,757,074	96,309,518	1,362,275	20,031,750	53,775,423	5,874,696	2,015,469

区 分 課税標準 額の段階	算 出 税 額						
	総所得等(※)	分 離 分					
		長期譲渡	短期譲渡	一般株式等 譲渡(※)	上場株式等 譲渡(※)	上場株式等 配当	先物取引
10万円以下の金額	27, 188	705, 640	13, 618	24, 144	56, 524	1, 539	10, 606
10万円を超え 100万円以下	2, 950, 800	328, 089	3, 056	17, 626	81, 452	3, 999	5, 834
100万円を超え 200万円以下	9, 390, 884	276, 460	5, 200	20, 709	43, 940	3, 581	7, 706
200万円を超え 300万円以下	11, 490, 361	223, 728	8, 793	23, 388	44, 351	4, 354	5, 636
300万円を超え 400万円以下	9, 532, 794	163, 407	2, 050	34, 267	52, 704	4, 973	5, 331
400万円を超え 550万円以下	10, 497, 979	196, 772	7, 151	29, 093	63, 268	6, 088	4, 787
550万円を超え 700万円以下	6, 722, 781	150, 863	2, 393	30, 590	50, 691	6, 105	5, 213
700万円を超え 1, 000万円以下	8, 860, 967	232, 735	5, 279	48, 915	55, 098	7, 912	3, 791
1, 000万円を 超える金額	20, 894, 006	571, 223	26, 024	372, 220	1, 165, 235	137, 690	11, 560
合 計	80, 367, 760	2, 848, 917	73, 564	600, 952	1, 613, 263	176, 241	60, 464

(※)総所得等…この表中では、総所得金額、山林所得金額および現年分離課税の対象とならない退職所得金額にかかるものを指す。

(※)一般株式等譲渡所得…非上場株式や一般公社債などの譲渡所得を指す。

(※)上場株式等譲渡所得…上場株式や特定公社債などの譲渡所得を指す。

令和8年7月1日現在
単位：千円

税額控除額	税額調整額	配当割額 の控除額	株式等譲渡 所得額 の控除額	減免税額	所得割額
34, 583	13	1, 784	5, 073	15	797, 791
258, 436	1, 289	7, 850	60, 979	1, 099	3, 061, 203
640, 332	532	14, 539	15, 597	1, 315	9, 076, 165
904, 096	0	16, 561	16, 886	165	10, 862, 903
822, 996	0	18, 111	19, 287	233	8, 934, 899
940, 536	0	21, 460	22, 580	0	9, 820, 562
660, 123	0	16, 554	15, 638	0	6, 276, 321
918, 626	0	16, 617	19, 429	0	8, 260, 025
2, 349, 342	0	128, 631	130, 971	0	20, 569, 014
7, 529, 070	1, 834	242, 107	306, 440	2, 827	77, 658, 883

6. 特別区民税の減免該当者に関する調（特別区税に関する調による）

区 分	令 和 5 年 度						令 和		
	均等割のみ		均 + 所		計		均等割のみ		均 +
	免 除	軽 減	免 除	軽 減	免 除	軽 減	免 除	軽 減	免 除
生活保護法の規定による保護を受ける者	16	—	46	—	62	—	20	—	137
当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者またはこれに準ずると認められる者	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他特別の理由による者	—	—	1	—	1	—	—	—	2
合 計	16	—	47	—	63	—	20	—	139

7. 特別区民税の地方税法第295条による非課税者に関する調（特別区税に関する調による）

区 分 年 度	生活保護法の規定による生活扶助を受けている者		障 害 者		未 成 年 者		寡婦またはひとり親	
	人		人		人		人	
令和5年度	前 年 比	6,624	前 年 比	5,871	前 年 比	2,937	前 年 比	5,540
	%		%		%		%	
	99.5		103.5		32.1		100.1	
令和6年度	前 年 比	6,610	前 年 比	5,775	前 年 比	3,284	前 年 比	5,239
	%		%		%		%	
	99.8		98.4		111.8		94.6	
令和7年度	前 年 比	6,423	前 年 比	5,877	前 年 比	3,469	前 年 比	5,046
	%		%		%		%	
	97.2		101.8		105.6		96.3	

※ 「条例に定める一定金額以下の者」とは、地方税法第295条第3項、練馬区特別区税条例第10条第2項の規定により、前年の合計所得金額が条例に定める金額以下であるため、所得割に加え均等割も課税されない者をいう。

(単位：人)

6 年 度			令 和 7 年 度					
所	計		均等割のみ		均 + 所		計	
軽 減	免 除	軽 減	免 除	軽 減	免 除	軽 減	免 除	軽 減
—	157	—	6	—	169	—	175	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	2	—	—	—	1	—	1	—
—	159	—	6	—	170	—	176	—

	条例に定める一定金額以下の者※		合 計	
	人		人	
前 年 比	156,639	前 年 比	177,611	
%		%		
104.1		100.1		
前 年 比	154,067	前 年 比	174,975	
%		%		
98.4		98.5		
前 年 比	150,780	前 年 比	171,595	
%		%		
97.9		98.1		

8. 年齢区分別特別区民税課税額（令和7年度賦課ベース）

（単位：人、円）

年齢区分	納税義務者数	一人当たり 平均課税額	課税額合計 （年額）
18～19歳	898	41,646	37,398,200
20～24歳	22,672	72,695	1,648,131,200
25～29歳	45,153	110,496	4,989,243,900
30～34歳	42,734	136,159	5,818,614,700
35～39歳	39,982	165,334	6,610,381,700
40～44歳	40,726	188,780	7,688,249,300
45～49歳	42,743	204,915	8,758,675,100
50～54歳	46,509	214,568	9,979,331,900
55～59歳	40,901	231,703	9,476,894,200
60～64歳	31,440	217,439	6,836,287,100
65～69歳	22,594	177,840	4,018,127,500
70～74歳	17,984	159,293	2,864,722,800
75～79歳	15,119	191,459	2,894,667,700
80～84歳	9,943	127,078	1,263,538,300
85歳以上	10,966	140,473	1,540,431,300
合計	430,364	172,934	74,424,694,900

※ 令和8年5月末時点の賦課年度ベースにおける数値であり、決算額とは一致しない。

※ 現年分離課税である退職分離課税分は含まない。

税 務 概 要

令和8年（2026年）9月発行

編集・発行 練馬区 区民部

税務課・収納課

TEL (3993) 1111(代)